

Ver.2

# 小水力発電設置のための手引き

平成25年12月



国土交通省 水管理・国土保全局

# 目次

1. 本手引きについて	1
2. 小水力発電の水利使用手続の簡素化・円滑化	2
3. 小水力発電の設置事例	10
(1) 農業用水路を利用した事例	
① 農業用水路に発電施設を設置した例	
○ 百村第一・第二発電所	11
○ セケ用水発電所	12
○ 常西公園小水力発電所	
東町・東新町公民館小水力発電所	13
○ 伊太発電所	14
○ 幸野溝発電所	15
○ 岩下地区小水力発電所	16
○ 長橋溜池発電所	17
○ 南谷発電所	18
○ 最上川中流小水力南館発電所	19
② 農業用水路から分岐した水路に発電施設を設置した例	
○ 山田新田用水発電所	20
(2) 農業用水路を利用したもの以外の事例	
③ 砂防施設に発電施設を設置した例	
○ 小又川発電所	22
○ 鯛生小水力発電所	23
④ ダム直下に発電施設を設置した例	
○ 高野発電所	24
⑤ 河川区域外に発電施設を設置した例	
○ 新曾木発電所	25
⑥ 上水道の水路に発電施設を設置した例	
○ 藻岩浄水場水力発電所	26
○ 平田浄水場小水力発電所	27
○ 白川発電所	28
○ 播磨浄水場水力発電所	29
○ 京都府営水道小水力発電所	30
⑦ 堰等に発電施設を設置した例	
○ 嵐山小水力発電所	31
○ 橋原町小水力発電所	32
4. 小水力発電に関するお問い合わせ先	33

※ 本手引きの凡例

登録

登録制 (P2参照) に関するもの

許可

許可制に関するもの

# 1. 本手引きについて

近年、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策への関心の高まりから、再生可能エネルギーの導入促進が図られており、特に、小水力発電はクリーンかつ再生可能なエネルギーであり、大規模な投資が不要であるため、今後更なる普及が期待されるところです。

国土交通省では、小水力発電の導入促進を図るため、小水力発電に関する水利使用許可申請書類の一部省略や都道府県知事等への許可権限の移譲など、水利使用手続の簡素化・円滑化を進めてまいりました。さらに平成25年12月より、従属発電について、許可制に代えて新たに登録制を導入したところです。

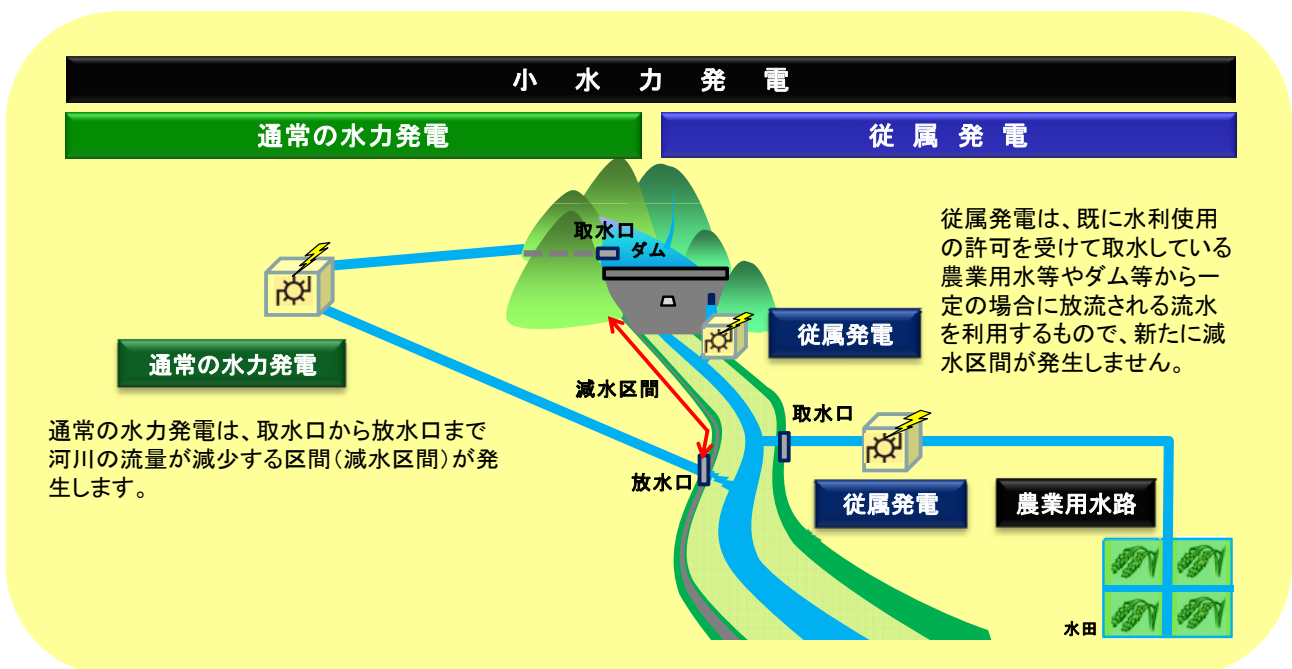
本手引きでは、小水力発電の設置を検討されている方の参考となるよう水利使用手続等に関して簡素化された内容を掲載するとともに、農業用水を利用した従属発電を始め様々な小水力発電の設置事例を紹介しており、どのような地点又は形態で小水力発電が行われ、河川法の許可等の取得に当たりどのような点がポイントとなるかなど、事例ごとに説明しております。

また、水利使用手続等に関して不明な場合に直接お問い合わせいただけるよう、全国の河川事務所等の連絡先を掲載しております。必要に応じ、設置予定場所の河川を管理する河川事務所等にお問い合わせ下さい。

再生可能エネルギーの導入拡大が求められる中、小水力発電は今後、更なる普及と事業の多様化が見込まれるところです。本手引きが小水力発電の導入を検討されている方々の参考となり、その促進に繋がって行くことを期待します。

平成25年12月

国土交通省 水管理・国土保全局



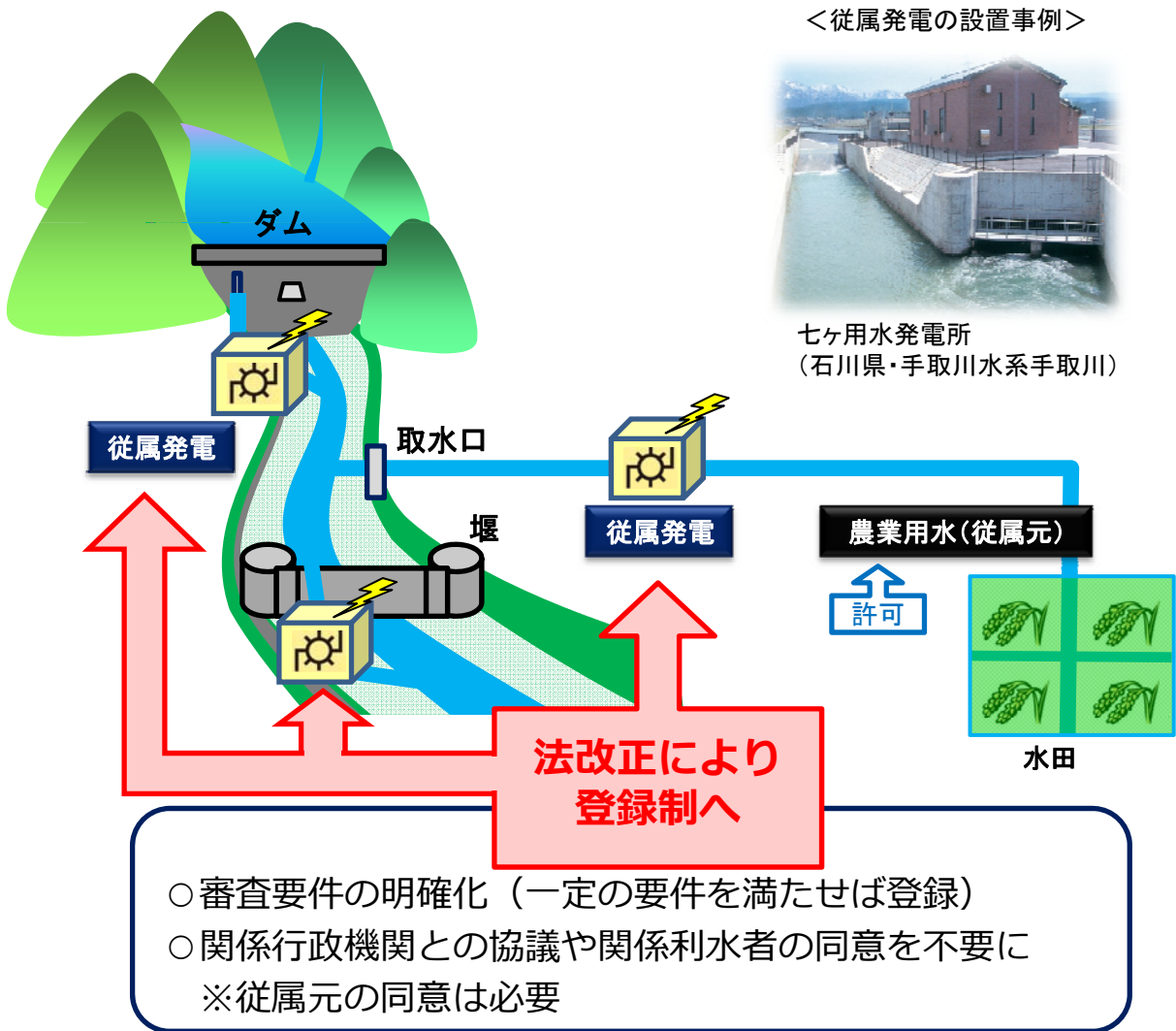
## 2. 小水力発電の水利使用手続の簡素化・円滑化

### (1) 従属発電について登録制を導入（平成25年12月）

登録

小水力発電の導入を促進するため、第183回国会で河川法が改正され、従属発電について許可制に代えて登録制が導入されました。（河川法改正）

登録制の導入により、手続の簡素化・円滑化が図られるとともに、水利権取得までの標準処理期間が大幅に短縮されます。



<従属発電の設置事例>



七ヶ用水発電所  
(石川県・手取川水系手取川)

・ 水利使用手続の簡素化・円滑化  
・ 水利権取得までの標準処理期間の大幅短縮  
（5ヶ月→1ヶ月）  
※ 河川区域内の土地の占用、工作物の設置等の許可申請が伴う場合は3ヶ月

## 登録制の対象となる従属発電

- ① 既に許可を受けた農業用水等を利用して行う発電  
(慣行水利権の流水を利用した従属発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できる場合は、登録制の対象となる。)
- ② ダム又は堰から次の場合に放流される流水を利用して行う発電  
(魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。)
  - ・ 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき
  - ・ 洪水調節容量を確保するために必要なとき
  - ・ 許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき

※ 申請に必要な書類の作成方法については、P9に掲載しております「小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック」をご参照下さい。

## (2) 小水力発電のプロジェクト形成の支援

登録

許可



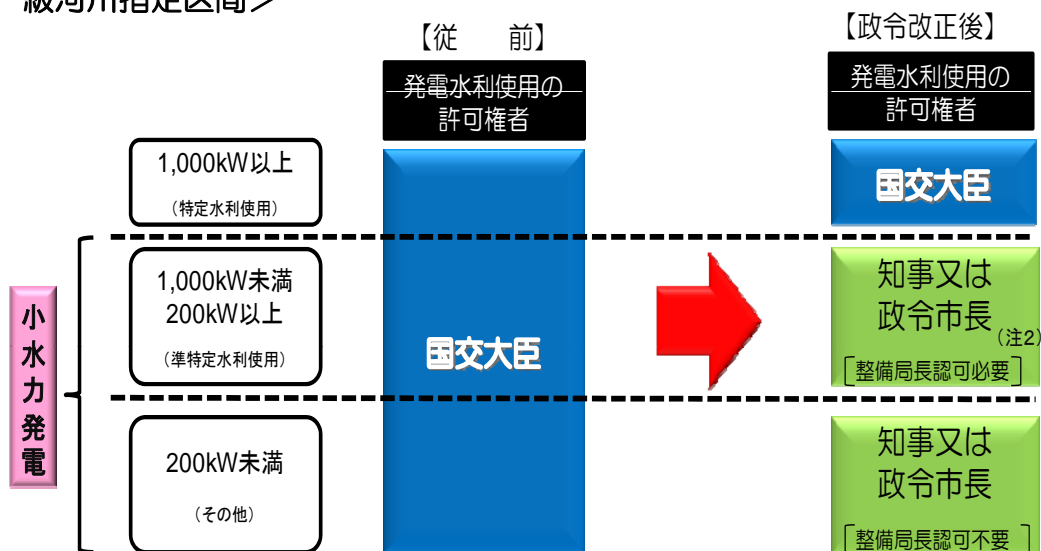
### (3) 小水力発電に係る許可手続の簡素化 (平成25年4月)

許可

小水力発電(1,000kW未満)のためにする水利使用について、水利使用区分を見直しました。(河川法施行令改正)

これにより、小水力発電については、関係行政機関との協議等を不要とし、一級河川指定区間では、国土交通大臣から都道府県知事等に対し許可権限を移譲しました。

#### <一級河川指定区間>



(注1) 従属発電に係る水利使用区分については、出力の規模によらず、従属元の水利使用区分に従うため、登録権者は従属元の許可権者となる。

ただし、(1) 河川の流水の正常な機能を維持するために又は洪水調節容量を確保するために必要なときにダム等から放流される流水のみを利用した発電の登録権者は、当該発電を行う河川を管理する者である。

一級河川直轄区間：国土大臣 一級河川指定区間及び二級河川：知事又は政令市長  
なお、ダム等から放流される流水に、許可を受けた水利使用の流水が混在する場合は、当該許可水利使用の区分に従う。

(2) 慣行水利権の流水を利用した発電の登録権者は、慣行水利権の届出書の提出先である。

一級河川直轄区間：国土大臣 一級河川指定区間及び二級河川：知事又は政令市長

(注2) 一級河川指定区間において、政令市長が準特定水利使用の許可を行う場合は、都道府県知事への意見聴取が必要。

(注3) 一級河川直轄区間では国土交通大臣が、二級河川では都道府県知事等が、出力の規模によらず、許可権者となる。

## (4) 慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化

- 慣行水利権と従属関係が確認できる場合における小水力発電のための水利使用手続の簡素化について

登録

登録制は、従属元水利使用の許可の審査において下流の利水者や河川環境への影響について既に確認していることから、手続を簡素化するものですが、慣行水利権に係る小水力発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できるものについては、登録制の対象となります。

慣行水利権に係る小水力発電の登録申請においては、慣行水利権に基づく取水量等を把握した上でその従属関係を確認する必要があることから、慣行水利権に基づく取水量等の調査方法について、次のとおり簡素化しています。

### ① 慣行水利権に基づく取水量について

#### ①-1 計測地点について

慣行水利権の取水地点とします。なお、慣行水利権の取水地点における取水量と同量であることが確認できる他の地点でも可能です。

#### ①-2 計測期間について

10年間の取水量データは必ずしも必要でなく、①-1の地点において、少なくとも1年間計測することで足りります。

#### ①-3 計測頻度

日毎の計測は必ずしも必要でなく、少なくとも半月毎（5日に1回）に計測することで足りります。なお、系統連系をせず、地域における環境学習等を目的とした従属発電を行う場合においては、月毎（1月に1回）とすることができます。

#### ①-4 取水量データ

慣行水利権の取水地点における取水量と同量であることが確認できる他の地点がある場合は、その地点の実測流量を慣行水利権に基づく取水地点の取水量とみなすことができます。

従属発電の発電地点において流量計測を行う場合は、発電地点と慣行水利権に基づく取水地点との受益面積比、あるいは同時流量計測による換算率等により、慣行水利権に基づく取水量を推定することができます。

### ②登録の対象となる流水の占用に係る権利の存続期間について

原則、取水量の計測期間と同期間となります。（最長10年）

なお、登録後において引き続き慣行水利権に基づく取水量を計測している場合は、次回の登録申請にあたり、原則、当初の存続期間に新たな計測期間を合算した期間が存続期間となります。（ただし、計測期間より従属元の同意の期限が短い場合はその期限まで。）

### ③届出書に記載の取水量・取水期間の取扱いについて

慣行水利権に基づく取水期間及び取水量が河川管理者への届出の範囲内である場合は、従属発電に係る水利使用の取水期間及び取水量について、その届出の範囲内において認められます。

なお、届出に取水期間又は取水量の記載がない場合においては、水利使用の登録の申請時に、慣行水利権に基づく取水地点の上下流・左右岸等の関係水利使用者に対する聞き取り調査等を河川管理者が行うことにより、計測又は推定した慣行水利権に基づく取水期間又は取水量が適正であることを確認されれば、その範囲内において、従属発電に係る水利使用の取水期間又は取水量が認められます。

### ④発電開始後の取水量報告について

従属発電のための水利使用に係る取水量報告について、発電出力からの換算により取水量を推定することができます。

## ○ 慣行水利権と従属関係が確認できない場合における小水力発電のための水利使用許可手続の簡素化について

慣行水利権の権利内容が不明確であり、従属関係が確認できない場合は、登録制の対象とならず、小水力発電に係る新規の水利使用許可が必要ですが、その許可手続について、次のとおり簡素化しています。

### ① 河川の流量について

#### ①-1 計測地点について

河川からの取水地点とします。

#### ①-2 計測期間について

10年間の河川流量データは必ずしも必要でなく、①-1の地点において、少なくとも1年間、河川の流量を計測することで足りります。

#### ①-3 河川流量のデータについて

取水地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データの調査結果を添付書類として活用できます。

取水地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データがない場合であっても、取水地点を含む流域と地形、地質、降雨量等が類似している近傍の流域（流域が重なる場合を含む。）の他の観測所等の河川流量データをもとに水利使用状況から自然流量を算出した上で流域比換算により算出した河川流量データを根拠とすることができます。

### ② 許可期間について

原則、河川流量の計測期間と同期間となります。（最長10年）

なお、許可後において引き続き河川流量を計測している場合は、次回の許可申請にあたり、原則、当初の許可期間に新たな計測期間を合算した許可期間となります。

### ③ 河川環境調査について

取水地点付近において河川管理者等が調査した河川環境データの調査結果を添付書類として活用できます。

発電に伴う減水区間において、既に維持流量が設定され、既存の河川環境資料がある場合、新たな河川環境調査は省略できます。

動植物に係る環境調査は、文献調査又は聞き取り調査で代表種を選定することができます。

### ④ 取水施設の構造図等について

河川法第24条及び第26条第1項の許可を受けた取水施設等を改築せずそのまま活用する場合は、取水施設等の構造図等の添付は省略できます。

○ 慣行水利権と従属関係が確認できる場合における小水力発電の登録申請については、「小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック」をご参照ください。



## (5) その他の手続の簡素化等について

その他、以下のような簡素化措置を行っています。

### ○水力発電の水利使用許可申請について

許可

- ① 減水区間が生じない水力発電等のための水利使用について、河川維持流量の設定及び関係河川使用者の取水量の状況に関する図書の添付を省略できます。

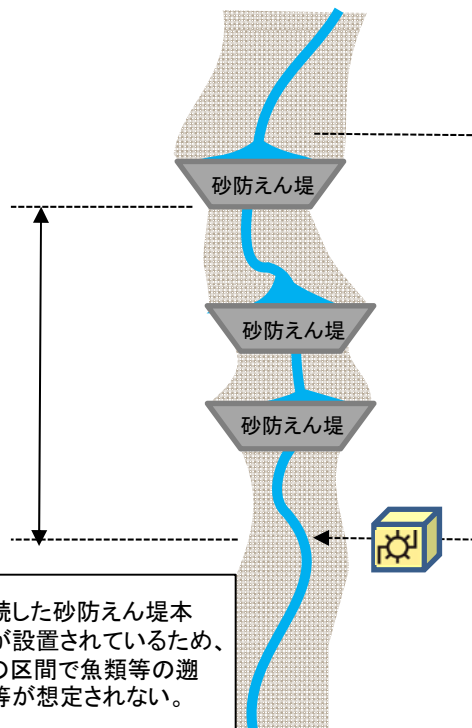
※減水区間が生じない水力発電の設置例

- ・既設の堰等から放流される流水を利用して発電する水利使用で、減水区間が生じないもの

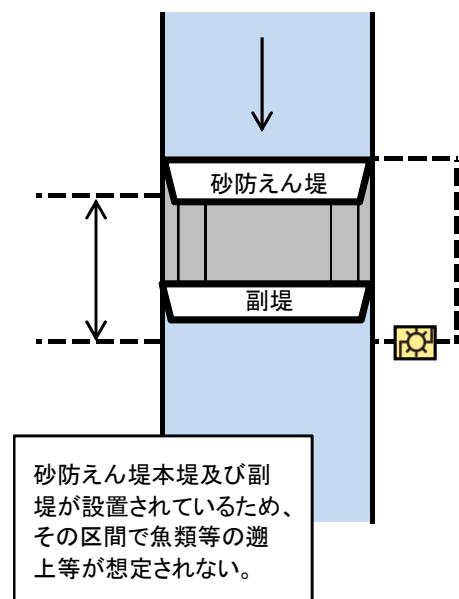


- ・連続して設置される既設の砂防えん堤等から流下する河川の流水を利用して発電する水利使用で、減水区間において、魚類等の遡上等が想定されないもの

〈ケース1〉



〈ケース2〉



- ② 設備容量に余裕のある水力発電において最大取水量や最大使用水量を変更する場合について、河川環境や河川使用者への影響に変更がない場合、申請の際に必要な添付資料は変更に関する事項を記載したもので足りります。
- ③ 取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データ又は河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用できます。
- ④ 取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データがない場合であっても、取水予定地点を含む流域と地形、地質、降雨量等が類似している近傍の流域（流域が重なる場合を含む。）の他の観測所等の河川流量データをもとに水利使用状況から自然流量を算出した上で流域比換算により算出した河川流量データを根拠とすることができます。
- ⑤ 発電に伴う減水区間において、既に維持流量が設定され、既存の河川環境に係る資料が存在する場合には、動植物、景観等の新たな河川環境調査は省略できます。
- ⑥ 動植物に係る調査について、文献調査又は聞き取り調査で代表種を選定することができます。
- ⑦ 休止していた小水力発電を再開する場合について、河川流況、取水環境等を踏まえた上で、動植物や景観等の新たな河川環境調査は省略できます。
- ⑧ 既許可の取水施設等を改築せずそのまま活用する場合においては、取水施設等の構造図等の添付は不要となります。

#### ○従属発電の取水量報告について

登録

- ⑨ 従属発電のための水利使用に係る取水量報告について、発電出力からの換算により取水量を推定することができます。また、従属元水利使用者が取水量報告を行っており、その従属元水利使用の取水量と同量の取水量で発電している場合は、従属元の取水量と同量の取水量である旨を取水量報告とするなど、計測以外の簡便な方法でできます。

## （６）データの提供について

許可

国土交通省HPにおいて、水力発電のご検討の際又は水利使用手続の申請書類等を作成する際に参考となる以下のデータを提供しています。

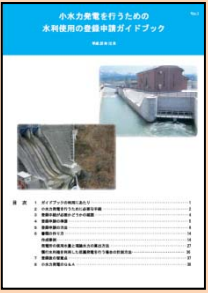


- ・「水文水質データベース」
- ・「ダム諸量データベース」
- ・「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」


<http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html>


また、小水力発電事業者に対して地方整備局等が提供可能なデータ等を情報提供しますので、「４．小水力発電に関するお問い合わせ先」にご相談下さい。

## (7) 小水力発電を検討する際の参考となる資料

本手引きを含め、参考資料は国土交通省ホームページに掲載しています。

	<p>小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック</p> <p>※ 従属発電を行う際に必要な手続や申請書の作成方法等を紹介。</p>
	<p>小水力発電を河川区域に設置する場合のガイドブック（案）</p> <p>※ 河川区域内に小水力発電施設を設置する上で設計上遵守すべき事項と設計時のアドバイスを紹介。</p>
	<p>小水力発電の普及促進への取組 ～小水力発電に係る水利使用手続の簡素化・円滑化について～</p> <p>※ 水利使用手続の簡素化・円滑化に関するパンフレット。</p>
<p>これらの資料は下記のアドレスに掲載しています（本手引きを含む）。</p> <p><a href="http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html">http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html</a></p>	

	<p>既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）</p> <p>※ 砂防堰堤を活用した小水力発電の設置事例や実施にあたって必要な手続を紹介。</p>
<p>この資料は下記のアドレスに掲載しています。</p> <p><a href="http://www.mlit.go.jp/river/sabo/seisaku/sabo_shosui.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/sabo/seisaku/sabo_shosui.pdf</a></p>	

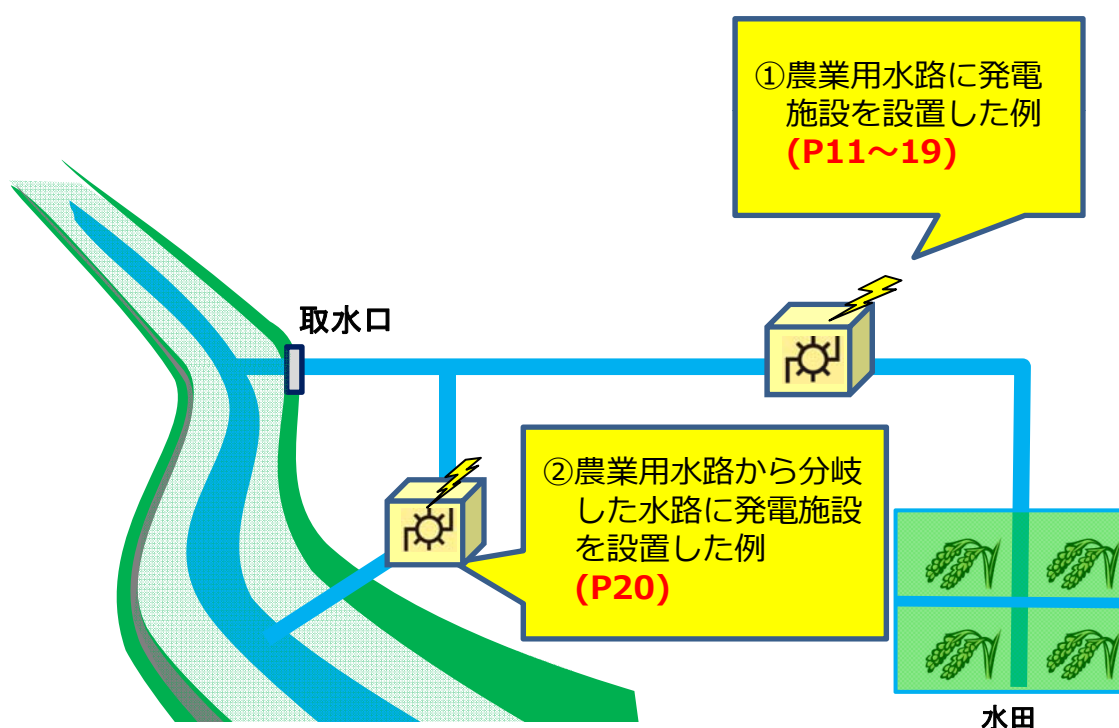
	<p>水力発電水利審査マニュアル（案）</p> <p>※ 水力発電の水利使用許可審査のポイントを紹介。</p>
<p>この資料は下記のアドレスに掲載しています。</p> <p><a href="http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf</a></p>	

### 3. 小水力発電の設置事例

小水力発電は、様々な箇所において、多様な形態の発電施設が設置されています。本手引きでは、事例ごとに、実際に設置されている発電施設の使用水量や有効落差等のデータとともに、河川法の許可等の取得に関するポイントも併せて記載していますので、参考にしてください。

#### (1) 農業用水路を利用した事例

まず最初に、農業用水路を利用した小水力発電の事例を紹介します。



## 既存の農業用水路の落差を利用

もむら

### 百村第一・第二発電所

(事業者：那須野ヶ原土地改良区連合)

栃木県那須塩原市・関東地方整備局常陸河川国道事務所管内

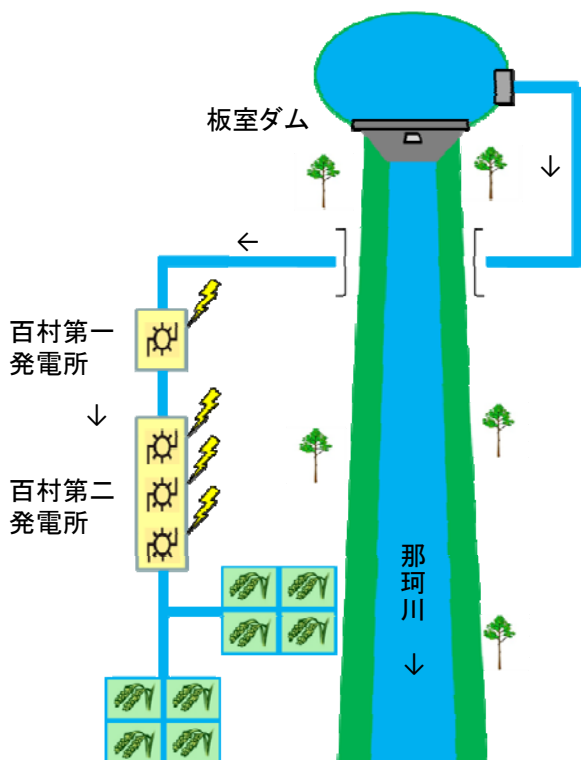
那須野原開拓建設事業の農業用水路の落差を利用した発電。那須野ヶ原土地改良区連合により運用・管理される。発生電力は一旦電力会社へ送電され、同社の送・配電線を利用して各土地改良区へ供給されている。



▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



#### ■ 諸元

河川名	那珂川水系那珂川
有効落差	2.0m
最大使用水量	2.4m <sup>3</sup> /s
最大出力	30kW
(両発電所4機、計120kW)	
水車の種類	立軸カプラン
発電機の種類	誘導発電機

※ 発電機4機の諸元は全て同じ

発電機 ▶



#### ■ ポイント

- ・ 那須野原開拓建設事業（国営事業）農業用水水利権の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・ 既存農業用水路の落差があるところに、発電施設を直接取り付けたもの。
- ・ 発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・ 2つの発電所（うち、第二発電所は発電機を3機設置）について、一本にまとめて申請がなされた。

## 既存の農業用水路から発電用水を取水

しちか

### 七ヶ用水発電所 (事業者: 手取川七ヶ用水土地改良区)

石川県能美郡川北町・北陸地方整備局金沢河川国道事務所管内

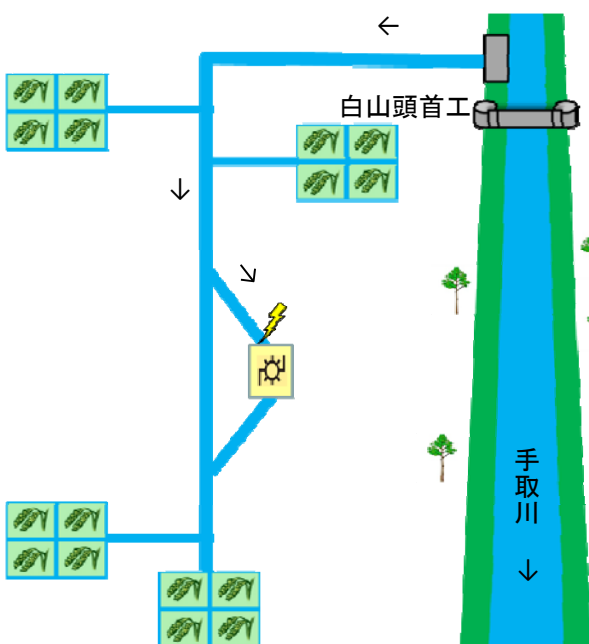
手取川七ヶ用水土地改良区の農業用水路の落差を利用した発電。発生電力は、農業水利施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。



▲ 発電所設置前の状況

▶ 発電所設置後の現況

▼ 概要図

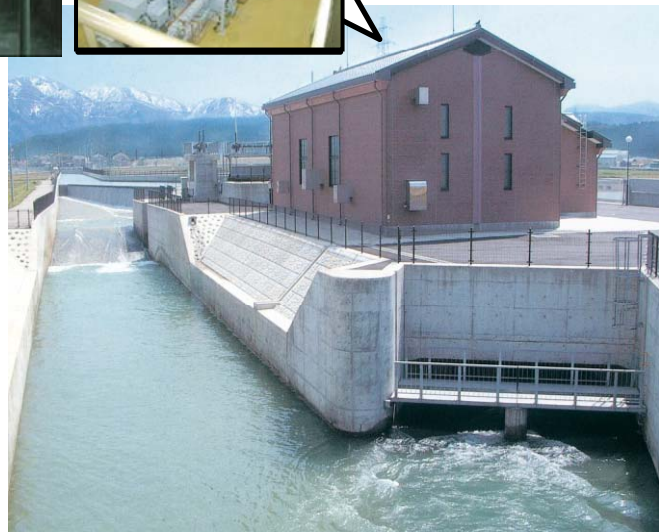


#### ■ 諸元

河川名	手取川水系手取川
有効落差	5.45m
最大使用水量	15.0m <sup>3</sup> /s
最大出力	630kW
水車の種類	S型チューブラ水車
発電機の種類	横軸三相交流同期発電機



◀ 発電機



#### ■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た七ヶ用水の農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・既存農業用水路に分水施設を設け農業用水の一部を発電施設に送り、発電後は水路へ還元。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

## 既存の農業用水路から発電用水を取水

- じょうさい
- ・常西公園小水力発電所（事業者：富山市）
- ひがしまち・ひがしんまち
- ・東町・東新町公民館小水力発電所（事業者：富山市）
- 富山県富山市・北陸地方整備局富山河川国道事務所管内

常西用水土地改良区の農業用水路の落差を利用して発電。発生電力は、夜間のライトアップ用の照明や地域の防犯灯に利用している。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。

### ■ 諸元

（常西公園小水力発電所）

河川名	常願寺川水系 常願寺川
有効落差	2.00m
最大使用水量	0.8m <sup>3</sup> /s
最大出力	9.9kW
水車の種類	開放型下掛式
発電機の種類	永久磁石式 同期発電機



▲ 取水施設

水車 ▶

### ■ 諸元

（東町・東新町公民館小水力発電所）

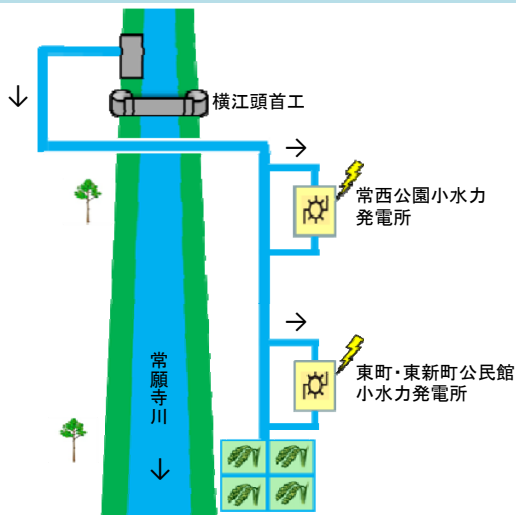
河川名	常願寺川水系 常願寺川
有効落差	4.48m
最大使用水量	2.5m <sup>3</sup> /s
最大出力	88kW
水車の種類	S型チューブラ水車
発電機の種類	かご型三相誘導発電機



▲ 取水施設

発電所建屋 ▶

### 概要図



### ■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た常西用水の農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・既存農業用水路に分水施設を設け農業用水の一部を発電施設に送り、発電後は水路へ還元。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の農業用水路の落差を利用

いた  
伊太発電所 (事業者：農林水産大臣)  
静岡県島田市・中部地方整備局静岡河川事務所管内

大井川用水の農業用水路の落差を利用した発電で、用水路の改修にあわせて発電施設を設置。発生電力は電力会社に売電し、農業水利施設の維持管理費の低減を図っている。



- 諸元
- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 河川名    | 大井川水系伊久美川             |
| 有効落差   | 7.17m                 |
| 最大使用水量 | 17.0m <sup>3</sup> /s |
| 最大出力   | 893kW                 |
| 水車の種類  | プロペラ水車                |
| 発電機の種類 | 横軸回転界磁<br>三相同期発電機     |

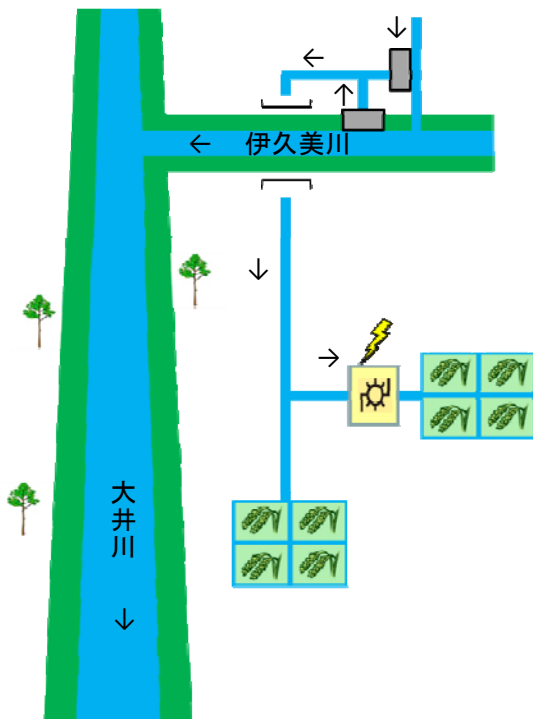
発電機 ▶



▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た大井川用水の農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・既存の用水路を改修し、水位差を設けることでプロペラ水車による発電を行う。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。



## 既存の農業用水路の落差を利用

このみぞ

### 幸野溝発電所 (事業者：幸野溝土地改良区)

熊本県球磨郡湯前町・九州地方整備局八代河川国道事務所管内

幸野溝土地改良区の農業用水路の落差を利用した発電。発生電力は、電力会社に売電し、農業水利施設の維持管理費の低減を図っている。



▲ 発電所設置前の状況

#### ■ 諸元

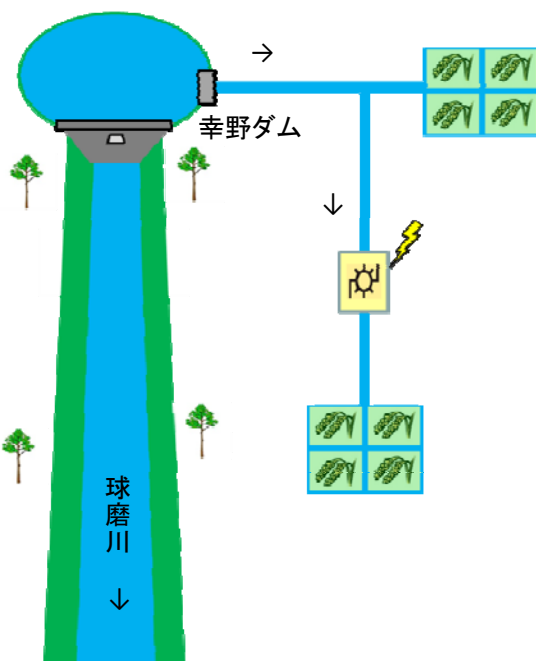
河川名	球磨川水系球磨川
有効落差	10.0m
最大使用水量	0.105m <sup>3</sup> /s
最大出力	6.7kW
水車の種類	プロペラ水車
発電機の種類	永久磁石形 三相同期発電機



◀ 発電機

発電所設置後の現況 ▶

#### ▼ 概要図



#### ■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た幸野溝の農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・受益地への水路の途中で発電施設に送り、発電後は受益地へ。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

## 既存の農業用水路から発電用水を取水

いわした

### 岩下地区小水力発電所 (事業者：綾町)

宮崎県東諸県郡綾町・九州地方整備局宮崎河川国道事務所管内

農業公園の水路を利用して発電機を設置した発電。トイレの照明と浄化槽に使用し、「エコ」な取組みをPRし、「自然生態系を活かし育てる町」を目指す綾町の活性化に寄与。

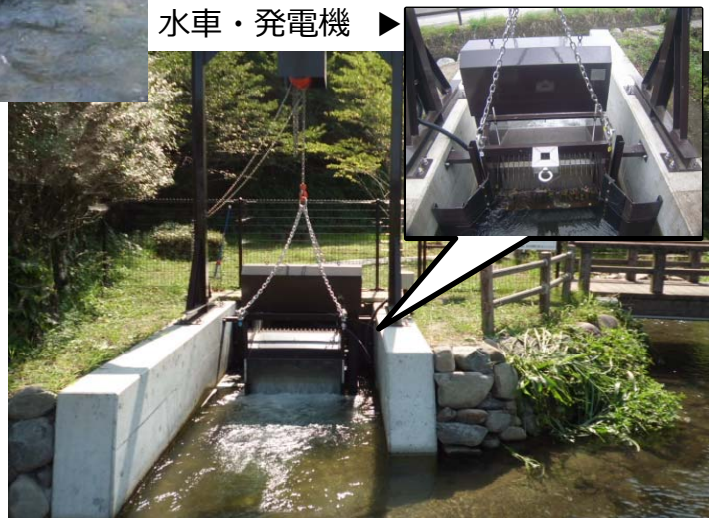


▲ 発電所設置前の状況

#### ■ 諸元

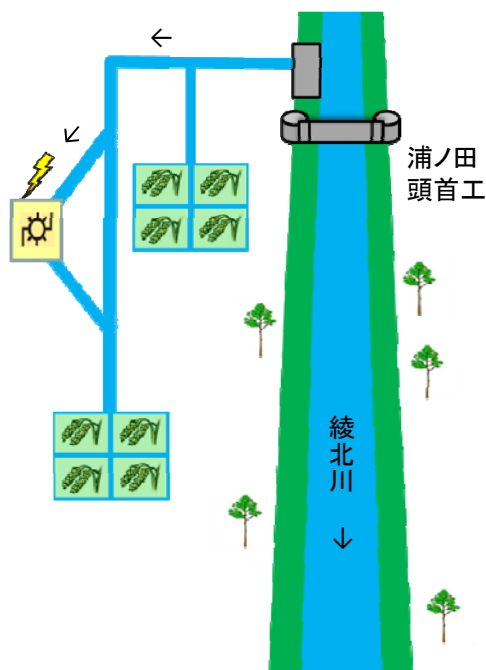
河川名	大淀川水系綾北川
有効落差	0.65m
最大使用水量	0.546m <sup>3</sup> /s
最大出力	1.22kW
水車の種類	横軸胸掛式 クロスフロー水車
発電機の種類	永久磁石式同期 発電機

水車・発電機 ▶



発電所設置後の現況 ▶

#### ▼ 概要図



#### ■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た浦ノ田頭首工の農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・農業水路が通過する農業公園内で新設した水路から発電施設に送り、発電後は再び水路へ。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

## 溜池の水位と放流地点の落差を利用

ながはしためいけ

### 長橋溜池発電所 (事業者：五所川原市南部土地改良区)

青森県五所川原市・東北地方整備局青森河川国道事務所管内

国営浪岡川地区かんがい用水の溜池の水位と放流地点の高低差を利用した発電。発生電力は売電し、農業水利施設の維持管理費の低減を図っている。



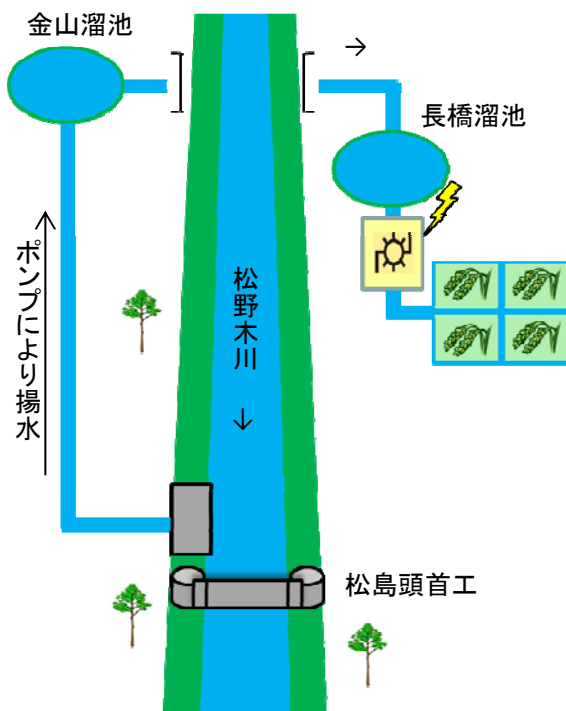
#### ■ 諸元

河川名	岩木川水系松野木川
有効落差	5.0m
最大使用水量	0.41m <sup>3</sup> /s
最大出力	12kW
水車の種類	クロスフロー水車
発電機の種類	永久磁石型発電機

#### ▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

#### ▼ 概要図



#### ■ ポイント

- ・国営浪岡川地区かんがい用水の溜池の水位と放流地点の高低差を利用した従属発電。
- ・既設底樋の吐出部に仕切弁を設置し、その直前のバイパス管から分岐した水で発電し、用水路に放水する。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

## 導水管を設置し、有効落差を利用

なんごく

### 南谷発電所 (事業者：天神野土地改良区)

鳥取県倉吉市関金町・鳥取県中部総合事務所管内

天神川水系小鴨川から取水する天神野用水の農業用水路から分水して農業用溜池に貯水する過程の落差を利用した発電。発生電力は、農業水利施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。



▲発電所建屋の状況



▲水車発電機



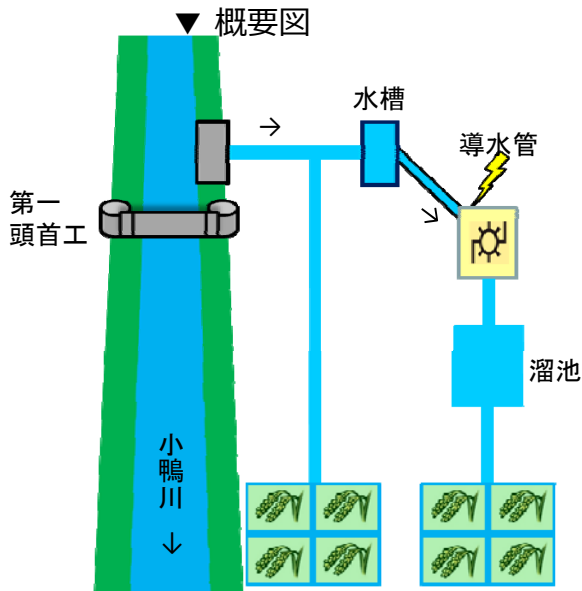
▲発電所へ向かう導水管の状況

#### ■諸元

河川名	天神川水系小鴨川
有効落差	24m
最大使用水量	0.45m <sup>3</sup> /s
最大出力	76kW
水車の種類	横軸フランシス水車
発電機の種類	直結タービン発電機

#### ■ポイント

- ・既に水利権の許可を得た天神野用水の農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・農業用水路から水槽（ヘッドタンク）へ送られ、導水管を経て溜池に送水される過程の落差を利用して発電を行っている。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・当初許可は昭和26年。当時、農山漁村電気導入促進法の適用を受けて導入されたもの。



**融雪期に増加する河川の水を利用し、新規の発電水利権を取得**

もがみがわ

みなみだて

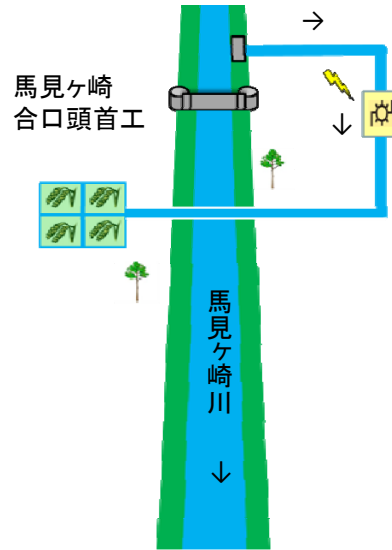
**最上川中流小水力南館発電所** (事業者：(株)山形発電)

山形県山形市・東北地方整備局山形河川国道事務所管内

最上川中流地区かんがい用水の農業用水路の落差を利用した発電。発生電力は、最上川中流土地改良区管理棟に使用し、余剰電力は売電して維持管理費の低減を図っている。再生可能エネルギーの有効活用のため、融雪期の発電量を増加。

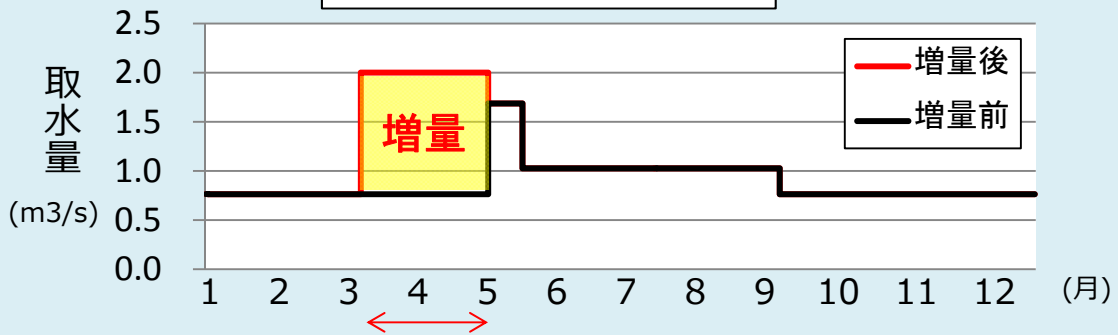


▲ 発電所写真



▲ 概要図

小水力発電用取水量グラフ



融雪期の取水量を増やし、発電量を増加(594kW→1,374kW)

■ 諸元

河川名	最上川水系馬見ヶ崎川
有効落差	86.02m
最大使用水量	2.00m³/s
最大出力	1,374kW
水車の種類	横軸単輪 2 射ベルトン水車
発電機の種類	横軸三相同期発電機

■ ポイント

- ・最上川中流地区かんがい用水（国営事業）の農業用水を利用した従属発電。既設発電施設の能力に余裕があったことから融雪期に増加する河川の水を利用した発電水利権を新たに取得。
- ・減水区間(12.6km)に関係河川使用者は存在しない。
- ・増量により発電で使用した水は全量が支川を通じて馬見ヶ崎川に還元される。

② 農業用水路から分岐した水路に発電施設を設置した例

許可

農業用水が使用しない施設容量を活用し、新規の発電水利権を取得

やまだしんでん

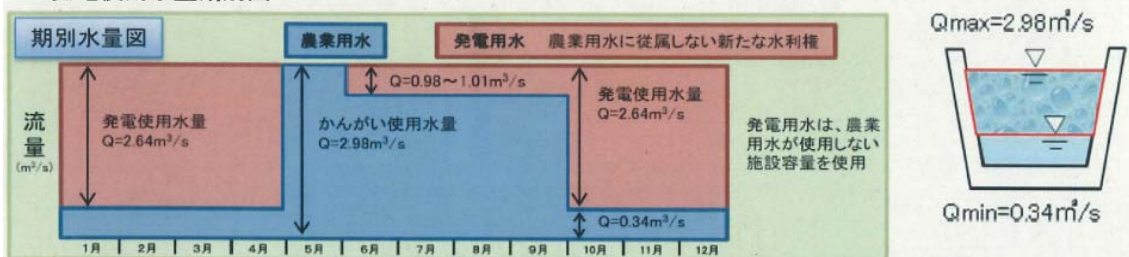
山田新田用水発電所 (事業者: 小矢部川上流用水土地改良区)

富山県南砺市・北陸地方整備局富山河川国道事務所管内

有効落差を利用するため、農業用水路から分離し、発電施設を設置。発生電力は、農業水利施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。農業用水が使用しない施設容量を活用して小水力発電を実施。



■ 発電使用水量期別図



■ 諸元

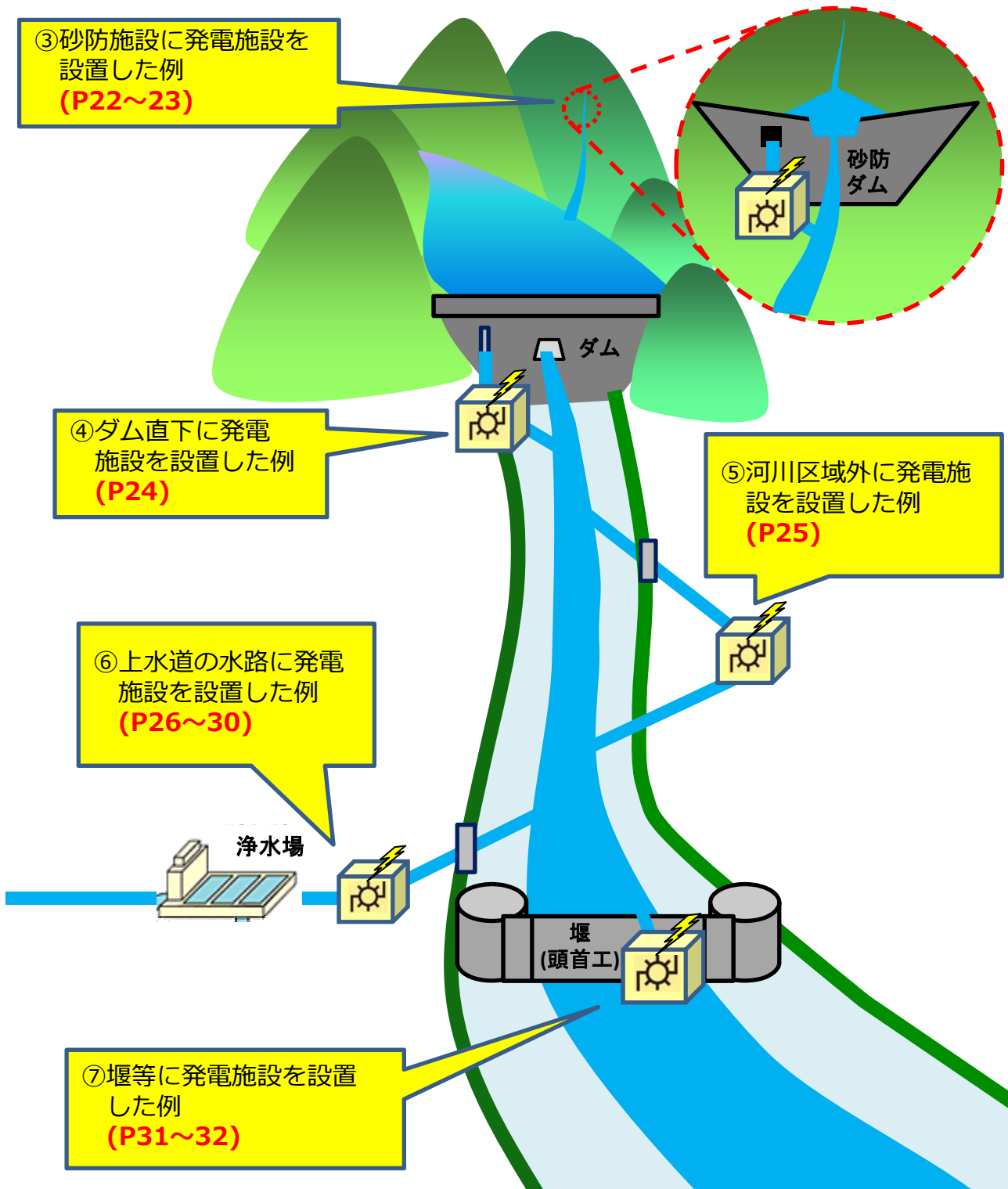
河川名	小矢部川水系小矢部川
有効落差	25.2m
最大使用水量	2.64m³/s
最大出力	520kW
水車の種類	横軸単輪単流 フランシス水車
発電機の種類	三相同期発電機

■ ポイント

- 既存の山田新田用水農業用水路で農業用水が使用しない施設容量を活用し、他の水利使用者や河川環境に支障を与えない範囲で発電用の水利権を新たに取得して小水力発電を実施。
- 減水区間(3.5km)に関係河川使用者は存在しない。
- 発電に使用した水は、全量が河川に還元される。

## (2) 農業用水路を利用したもの以外の事例

次に、農業用水路を利用したもの以外の小水力発電の事例を紹介します。



## 砂防堰堤の落差を利用

こまたがわ

# 小又川発電所 (事業者: 下北山村)

奈良県吉野郡下北山村・奈良県吉野土木事務所管内

砂防ダム(奈良県設置)の落差を利用した発電。発生電力は、下北山スポーツ公園内にある施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。



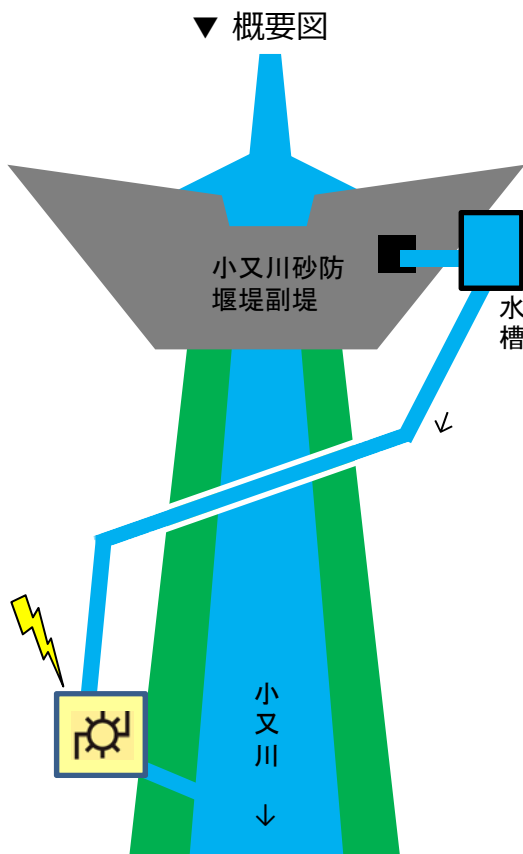
■ 諸元	
河川名	新宮川水系 小又川
有効落差	82.3m
最大使用水量	0.18m <sup>3</sup> /s
最大出力	98.0kW
水車の種類	横軸単輪一射 ペルトン型
発電機の種類	三相交流同期 発電機

▲ 小又川砂防ダム副堤  
及び発電用取水施設



▲ 発電所写真

発電機 ▶



### ■ ポイント

- ・河川区域内で土地を占用し、工事を施工するため、河川法第23条にあわせて第24条、第26条第1項の許可を行ったケース。
- ・砂防堰堤を利用して小水力発電を行う場合の詳細については「既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)」を参照。



## 砂防堰堤の落差を利用

たいお

### 鯛生小水力発電所 (事業者：日田市)

大分県日田市・大分県日田土木事務所管内

砂防ダム（大分県設置）の取水口から最大0.5m<sup>3</sup>/sを取水し、約550m先の貯水槽まで導水、約18mの落差を利用して発電。発生電力は、発電所から約1km離れた鯛生金山観光施設（道の駅）の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。



■ 諸元

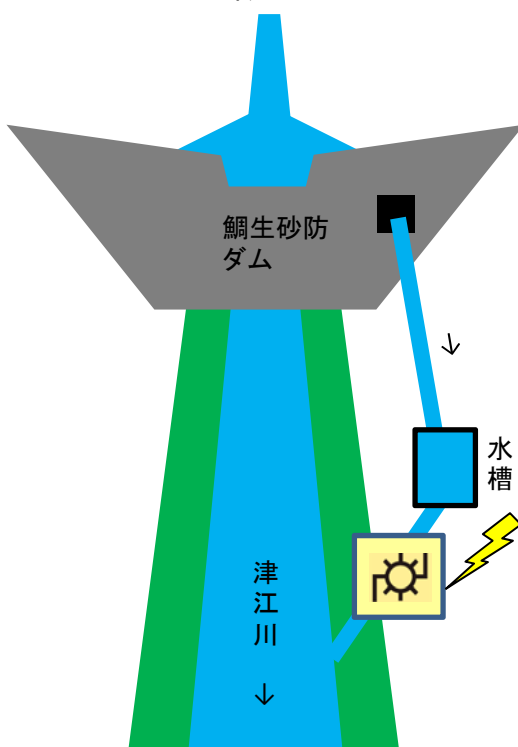
河川名	筑後川水系津江川
有効落差	18.0m
最大使用水量	0.50m <sup>3</sup> /s
最大出力	66.0kW
水車の種類	横軸フランシス水車
発電機の種類	三相交流同期発電機

◀ 鯛生砂防ダム及び発電用導水路

▼ 発電所写真



▼ 概要図



■ ポイント

- ・河川区域内で土地を占有し、工事を施工するため、河川法第23条にあわせて第24条、第26条第1項の許可を行ったケース。
- ・砂防堰堤を利用して小水力発電を行う場合の詳細については「既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)」を参照。

## ダムの放流施設の落差を利用

たかの

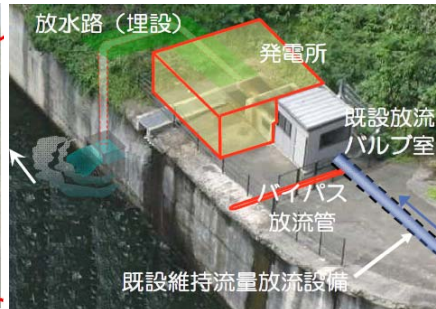
# 高野発電所 (事業者：中国電力(株))

広島県庄原市高野町・中国地方整備局三次河川国道事務所管内

中国電力(株)が建設した既設の神野瀬発電所高暮ダム(利水ダム)の直下において、ダムから常時放流される水を利用した発電。発生電力量は、一般家庭約300世帯の年間使用電力量に相当する約100万kWhを見込む。



▲ 発電所設置前の状況



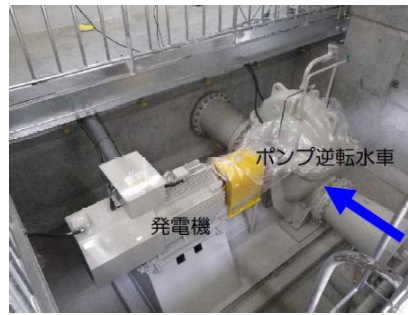
▼ 発電機

■ 諸元

河川名	江の川水系 神野瀬川
有効落差	49.1m
最大使用水量	0.53m <sup>3</sup> /s
最大出力	140kW
水車の種類	ポンプ逆転 水車
発電機の種類	横軸同期 発電機

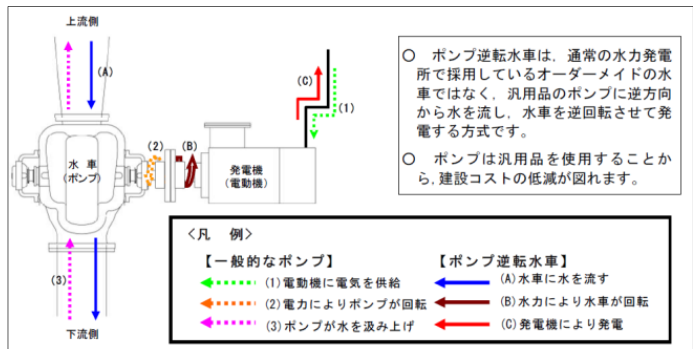
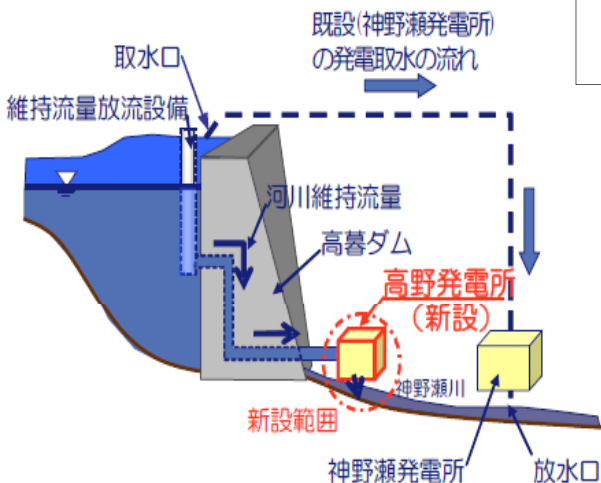


▲ 発電所設置後の現況



### ポンプ逆転水車の仕組み

▼ 概要図



■ ポイント

- ・ 河川区域内で土地を占用し、工事を施工するため、河川法第23条にあわせて第24条、第26条第1項の許可を行ったケース。
- ・ ダム直下で発電・放流を行うため、減水区間が生じない。この場合、発電水利使用許可申請書の添付図書のうち、河川維持流量の設定及び関係河川使用者の取水量の状況に関する資料を省略できる。

## 廃止された発電所の施設を再利用

しんそぎ  
**新曾木発電所** (事業者：新曾木水力発電(株))  
 鹿児島県伊佐市・九州地方整備局鶴田ダム管理所管内

曾木の滝上流から滝下流までの落差を利用した発電。旧曾木発電所の水路を再利用して建設したもの。発生電力は曾木の滝公園の照明に使用し、観光振興及び再生可能エネルギーの教育啓発活動を支援。



- 諸元
- 河川名 川内川水系川内川
- 有効落差 11.6m
- 最大使用水量 5.5m<sup>3</sup>/s
- 最大出力 490kW
- 水車の種類 立軸コンパクトプロペラ水車
- 発電機の種類 水中タービン発電機

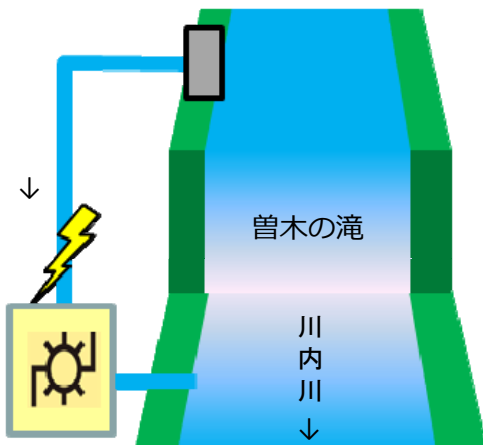
▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

発電機写真  
(下流地下) ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・直接河川から取水し、発電を行うもの。
- ・曾木の滝上流から取水し、滝下流までの落差を利用して発電。発電後は滝下流に放水。
- ・発電のために新たに河川から取水するものであり、曾木の滝の景観に配慮した上で事業計画が策定され、水利権許可申請を行った。

既存の水道用導水管の落差を利用

もいわ

藻岩浄水場水力発電所

(事業者：札幌市水道局、  
ほくでんエコエナジー(株))

北海道札幌市・北海道開発局札幌開発建設部管内

札幌市水道の導水管の落差を利用した発電。昭和59年に建設され、平成19年より全国初の水道施設を活用したオンサイト型水力発電事業として運営されている。発生電力は、上水道施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電している。



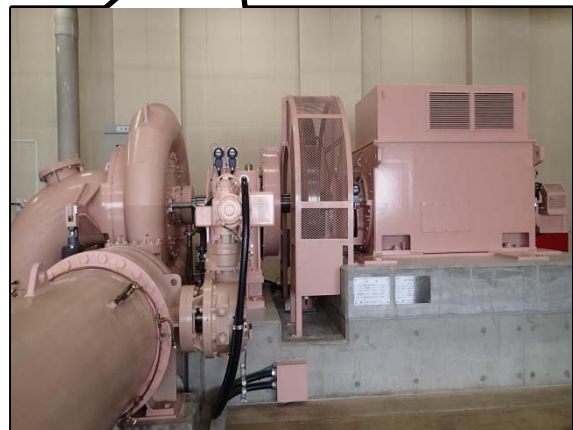
この小屋の位置に現在の小水力発電所があります

▲ 発電所設置前の状況

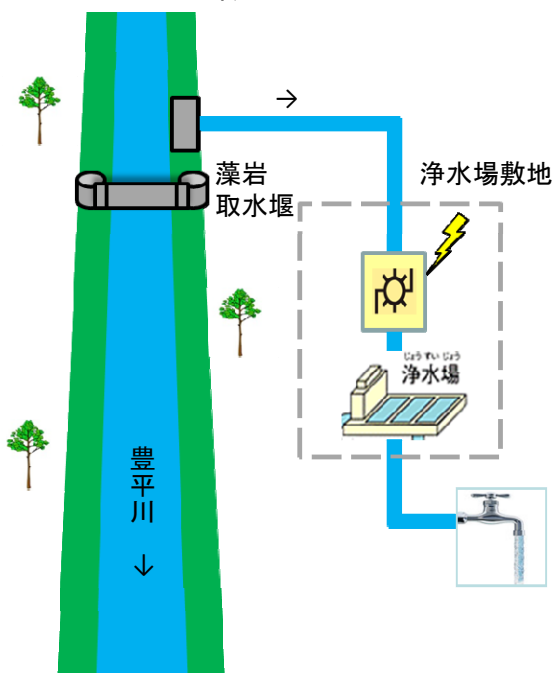
発電所設置後の現況 ▶

■ 諸元

河川名	石狩川水系豊平川
有効落差	45.52m
最大使用水量	1.057m <sup>3</sup> /s
最大出力	400kW
水車の種類	横軸フランシス水車
発電機の種類	三相誘導発電機



▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た札幌市水道の水道用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。

既存の水道用導水管の落差を利用

ひらた

平田浄水場小水力発電所 (事業者：山形県)

山形県酒田市・東北地方整備局酒田河川国道事務所管内

庄内広域水道用水供給事業[北部地区]用水の上水道水路の落差を利用した発電。発生電力は、上水道施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。

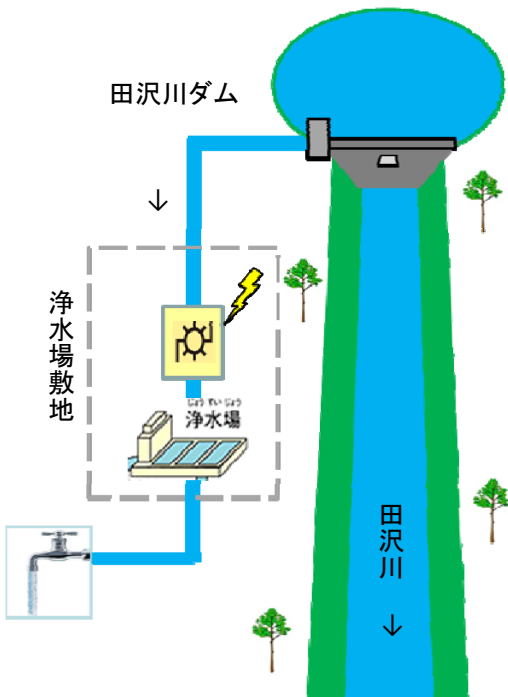


- 諸元
- 河川名 最上川水系田沢川
- 有効落差 39.59m
- 最大使用水量 0.208m<sup>3</sup>/s
- 最大出力 55kW
- 水車の種類 インライン型  
プロペラ水車
- 発電機の種類 永久磁石型同期発電機

▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た庄内広域水道(北部)の水道用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の水道用導水管の落差を利用

しらかわ

白川発電所 (事業者：東京発電(株))

群馬県高崎市・関東地方整備局高崎河川国道事務所管内

高崎市水道の上水道用水路の落差を利用した発電。発生電力は、上水道施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。



- 諸元
- 河川名 利根川水系利根川
- 有効落差 46.207m
- 最大使用水量 0.175m<sup>3</sup>/s
- 最大出力 55kW
- 水車の種類 クロスフロー水車
- 発電機の種類 三相交流誘導発電機

発電機 ▶

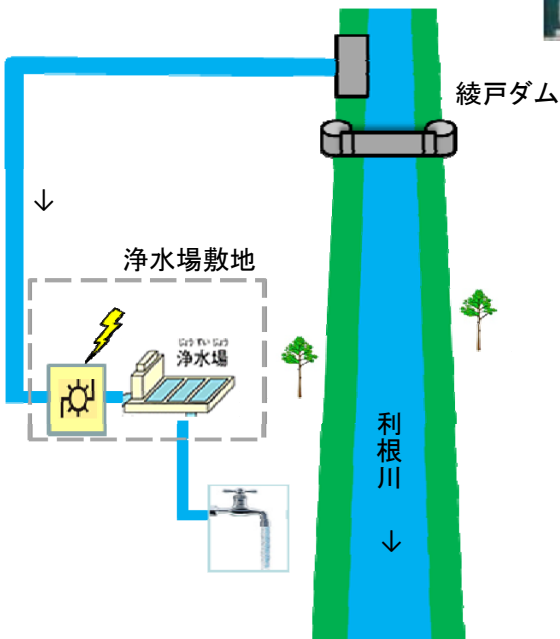


▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た群馬用水に係る高崎市水道の水道用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の水道用導水管の落差を利用

はりま

播磨浄水場水力発電所 (事業者：三重県)

三重県桑名市・中部地方整備局木曾川上流河川事務所管内

三重県水道用水の上水道水路の落差を利用した発電。発生電力は、上水道施設の電力として使用し二酸化炭素排出量の削減及び維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。



▲ 発電所設置前の状況

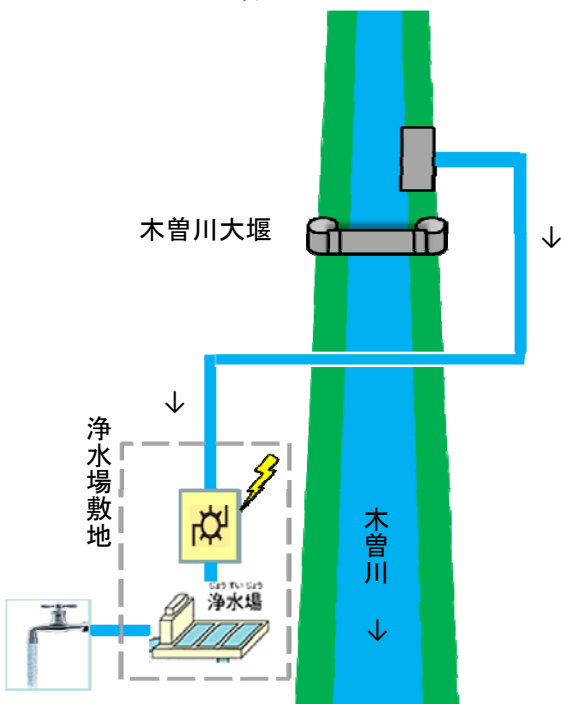
■ 諸元

河川名	木曾川水系木曾川
有効落差	16.221m
最大使用水量	0.70m <sup>3</sup> /s
最大出力	80kW
水車の種類	インライン式 フランシス水車
発電機の種類	横軸全閉外扇 かご型3相誘導 発電機



発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た木曾川用水濃尾第二地区に係る三重県の水道用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

水道用水導水の残圧を有効利用

京都府営水道小水力発電所 (事業者：京都府)

京都府宇治市・近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所管内

水道用水を、水源の天ヶ瀬ダムから自然流下により数キロの管を経て宇治浄水場内の着水井に導水している。その導水時の残圧を利用した発電。発生した電力は、同浄水場内のみで浄水設備の動力等に使用される。事業者による環境負荷低減の取組。



■ 諸元

河川名	淀川水系淀川
有効落差	10.02m
最大使用水量	0.9m <sup>3</sup> /s
最大出力	63.62kW
水車の種類	横軸プロペラ水車
発電機の種類	三相誘導発電機

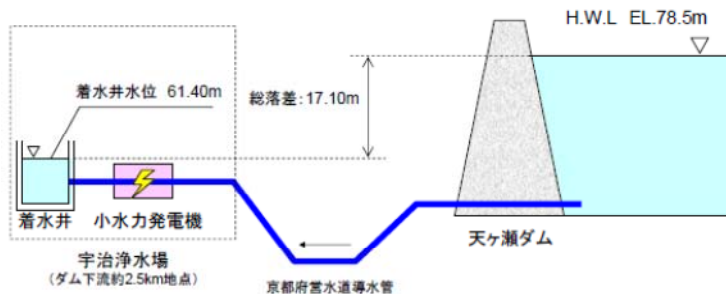


水道用水本体の導水管等の設置工事の機会に併せて、小水力発電装置を取り付けた。

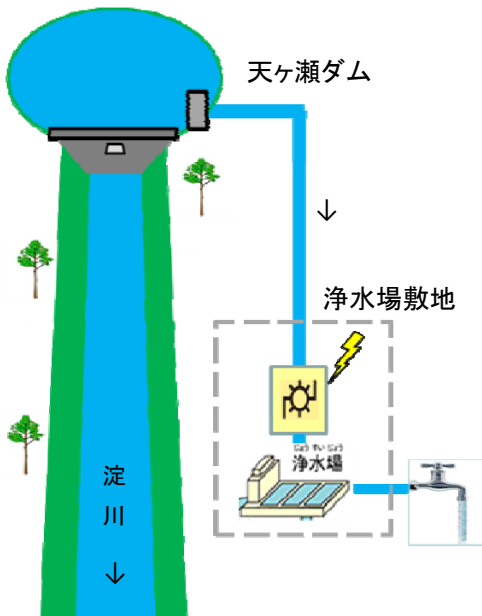
▲ 発電所設置後の状況

※ オレンジ色部分が小水力発電装置  
(浄水場内の着水井に至る前の導水管に接続)

概略イメージ ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・ 既に水利権の許可を得た京都府営水道の水道用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・ 天ヶ瀬ダムからの導水は、非洪水期などの期間においては十分な水圧を有しており、潜在的未利用エネルギーの活用の取り組み。
- ・ 発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・ 従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。



## 河川に直接発電施設を設置

あらしやま

### 嵐山小水力発電所 (事業者：合資会社嵐山保勝会水力発電所)

京都府京都市・近畿地方整備局淀川河川事務所管内

一の井堰の落差を利用した発電。発生電力は、近接する渡月橋の夜間照明に使用し、観光客及び地元住民の利便性向上のほか、環境にやさしい「まちづくり」として嵐山の活性化に寄与。

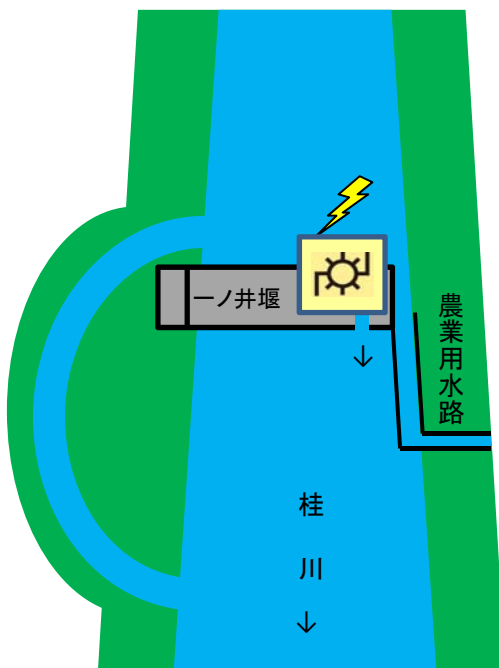


■ 諸元	
河川名	淀川水系桂川
有効落差	1.74m
最大使用水量	0.55m <sup>3</sup> /s
最大出力	5.5kW
水車の種類	サイフォン式 プロペラ水車
発電機の種類	三相誘導発電機

▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 水利使用模式図



発電機 ▶



#### ■ ポイント

- ・河川区域内で土地を占用し、工事を施工するため、河川法第23条にあわせて第24条、第26条第1項の許可を行ったケース。
- ・河川区域内に小水力発電施設を設置する場合、治水上等の支障の有無について確認する必要がある。詳しくは「小水力発電を河川区域内に設置する場合のガイドブック(案)」を参照。

## 落差工の高低差を利用

ゆすはらちょう

# 橋原町小水力発電所 (事業者：橋原町)

高知県高岡郡橋原町・高知県須崎土木事務所管内

河川の勾配を緩め、流速を抑えるための河川管理施設（落差工）を利用して発電。発生電力は、昼は、中学校施設で使用、夜は、町中の街路灯へ供給。学校では環境学習の教材として活用。



■ 諸元	
河川名	渡川水系橋原川
有効落差	6.07m
最大使用水量	1.20m <sup>3</sup> /s
最大出力	53kW
水車の種類	チューブラ水車
発電機の種類	横軸かご形三相誘導発電機

▲ 落差工及び発電施設の全体状況

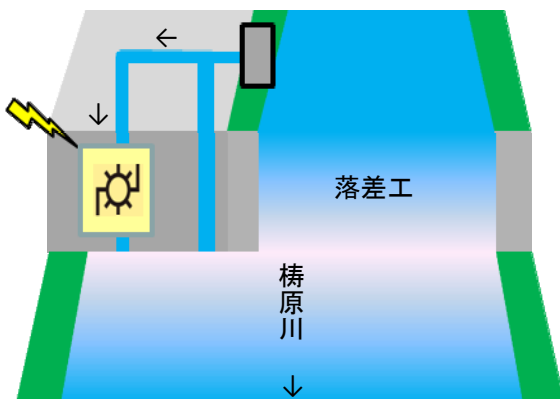
発電施設の状況 ▶



発電機 ▶



▼ 概要図



### ■ ポイント

- ・ 河川区域内で土地を占用し、工事を施工するため、河川法第23条にあわせて第24条、第26条第1項の許可を行ったケース。
- ・ 魚道に必要な水量を確保するため、取水制限流量（0.3m<sup>3</sup>/s）を設定。
- ・ 落差工の高低差を利用して発電を行うため、減水区間が生じない。この場合、発電水利使用許可申請書の添付図書のうち、河川維持流量の設定及び関係河川使用者の取水量の状況に関する資料を省略できる。

## 4. 小水力発電に関するお問い合わせ先

河川の流水を利用する小水力発電の設置をご検討されている方で、手続に関してご不明な点などがございましたら、設置予定場所の河川を管理する国土交通省の地方整備局や河川事務所、都道府県又は政令市にお問い合わせ下さい。

- 一級河川指定区間における以下の水利使用手続は、都道府県又は政令市により行われます。
- ・ 従属元の水利使用の許可を都道府県又は政令市が行っている従属発電
  - ・ 河川の流水の正常な機能を維持するために又は洪水調節容量を確保するために必要なときにダム等から放流される流水のみを利用した従属発電  
(許可を受けた水利使用の流水が混在する場合で、当該水利使用の許可を国が行っている場合は国)
  - ・ 慣行水利権の流水を利用した従属発電
  - ・ 最大出力が1,000kW未満の小水力発電

### 北海道

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
道内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 北海道開発局 建設部 建設行政課	011-709-2311
石狩川水系	
国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 公物管理企画課	011-611-0328
後志利別川水系	
国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部 公物管理課	0138-42-7693
尻別川水系	
国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部 公物管理課	0138-23-5179
石狩川水系、天塩川水系	
国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部 公物管理課	0166-32-1481
鶴川水系、沙流川水系	
国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部 公物管理課	0143-25-1650
釧路川水系	
国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部 公物管理課	0154-24-7189
十勝川水系	
国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部 公物管理課	0155-24-4102
渚滑川水系、湧別川水系、常呂川水系、網走川水系	
国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部 公物管理課	0152-44-6384
天塩川水系、留萌川水系	
国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部 公物管理課	0164-42-2315
一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先	
北海道 建設部 土木局 河川課 河川管理グループ	011-231-4111
札幌市 建設局 下水道河川部 河川管理課	
(一級河川石狩川水系安春川・山鼻川・苗穂川・北白石川・篠路拓北川・雁来川・山本川・丘珠線木川・藤野沢川の指定区間で、札幌市域に存する区間に限る)	011-818-3415
二級水系のお問い合わせ先	
北海道 建設部 土木局 河川課 河川管理グループ	011-231-4111

### 青森県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
岩木川水系	
国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川管理課	017-734-4590
国土交通省 東北地方整備局 浅瀬石川ダム管理所 管理係	0172-54-8782
国土交通省 東北地方整備局 津軽ダム工事事務所 工務課	0172-85-3005
高瀬川水系	
国土交通省 東北地方整備局 高瀬川河川事務所 用地課	0178-28-7135
馬淵川水系	
国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川管理課	017-734-4590
一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先	
青森県 県土整備部 河川砂防課	017-734-9661

### 岩手県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
北上川水系	
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 河川占用調整課	019-624-3273
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 管理第一課	019-643-7831
国土交通省 東北地方整備局 胆沢ダム工事事務所 工務課	0197-46-4711
馬淵川水系	
国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川管理課	017-734-4590
米代川水系	
国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 河川管理課	0185-70-1001
一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先	
岩手県 県土整備部 河川課	019-629-5902

### 宮城県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
北上川水系	
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 占用調整課	0225-94-9851
国土交通省 東北地方整備局 鳴子ダム管理所 管理係	0229-82-2341
鳴瀬川水系	
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 占用調整課	0225-94-9851
国土交通省 東北地方整備局 鳴瀬川総合開発調査事務所 調査設計課	0229-22-7811
名取川水系	
国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 河川管理課	022-248-4131
国土交通省 東北地方整備局 釜ヶ谷ダム管理所 管理係	0224-84-2171
阿武隈川水系	
国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 河川管理課	022-248-4131
国土交通省 東北地方整備局 セツダダム管理所 管理係	0224-37-2122

一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先	
宮城県 土木部 河川課	022-211-3172
仙台市 建設局 河川課	
(一級河川名取川水系網木川の指定区間で、仙台市域に存する区間に限る)	022-214-8836
二級水系のお問い合わせ先	
宮城県 土木部 河川課	022-211-3172
仙台市 建設局 河川課	
(二級河川七北田川水系梅田川の上流一部区間で、仙台市域に存する区間に限る)	022-214-8836

## 秋田県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
-----------------------	--------------

### 米代川水系

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 河川管理課	0185-70-1001
-------------------------------	--------------

### 雄物川水系

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 河川管理課	018-864-2290
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 澁沢河川国道事務所 河川管理課	0183-73-5340
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 玉川ダム管理所 管理係	0187-49-2170
---------------------------	--------------

### 子吉川水系

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 河川管理課	018-864-2290
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 烏海ダム調査事務所 調査設計課	0184-23-5120
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

秋田県 建設部 河川砂防課	018-860-2511
---------------	--------------

## 山形県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(最上川水系、赤川水系に限る)

国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
-----------------------	--------------

### 最上川水系

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 河川管理課	023-688-8421
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 管理課	0233-22-0275
---------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 河川管理課	0234-27-3331
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 管理課	0237-75-2311
--------------------------------	--------------

### 赤川水系

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 河川管理課	0234-27-3331
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所 管理係	0235-54-6711
---------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(荒川水系に限る)

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

### 荒川水系

国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課	0254-62-3211
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

山形県 県土整備部 河川課	023-630-2612
---------------	--------------

## 福島県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(阿武隈川水系に限る)

国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
-----------------------	--------------

### 阿武隈川水系

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 河川管理課	024-546-4331
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 三春ダム管理所 管理係	0247-62-3145
---------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 摺上川ダム管理所 管理係	024-596-1275
----------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(久慈川水系に限る)

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

### 久慈川水系

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 河川管理課	029-240-4061
-------------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(阿賀野川水系に限る)

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

### 阿賀野川水系

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 管理課	0242-26-6441
----------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

福島県 土木部 河川計画課	024-521-7484
---------------	--------------

## 茨城県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

### 利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
--------------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 管理課	0478-52-6361
------------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 占用調整課	0299-63-2411
------------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 占用調整課	0296-25-2161
-----------------------------	--------------

### 那珂川水系、久慈川水系

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 河川管理課	029-240-4061
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

茨城県 土木部 河川課	029-301-4477
-------------	--------------

## 栃木県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

### 利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
--------------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 管理課	0284-73-5551
-----------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 占用調整課	0296-25-2161
-----------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 管理課	028-661-1341
--------------------------------	--------------

### 那珂川水系

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 河川管理課	029-240-4061
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先

栃木県 県土整備部 河川課	028-623-2442
---------------	--------------

## 群馬県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(利根川水系に限る)

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

### 利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
--------------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 管理課	0284-73-5551
-----------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 河川管理課	027-345-6000
-------------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所 管理課	027-251-2021
--------------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 ハッ場ダム工事事務所 工務第一課	0279-82-2311
--------------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 品木ダム水質管理所	0279-88-5677
-------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(阿賀野川水系、信濃川(中流域)水系に限る)

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

### 阿賀野川水系

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 管理課	0242-26-6441
----------------------------	--------------

### 信濃川(中流域)水系

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 占用調整課	0258-32-3020
------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先

群馬県 県土整備部 河川課	027-226-3612
---------------	--------------

## 埼玉県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

### 利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
--------------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 占用調整課	04-7125-7311
------------------------------	--------------

### 荒川水系

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 占用調整課	049-246-6371
-------------------------------	--------------

国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所	0494-55-0001
-----------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先

埼玉県 県土整備部 水辺再生課	048-830-5133
-----------------	--------------

## 千葉県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

#### 利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 管理課	0478-52-6361
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 占用調整課	0299-63-2411
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 占用調整課	04-7125-7311

### 一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先

千葉県 県土整備部 河川環境課	043-223-3132
-----------------	--------------

### 二級水系のお問い合わせ先

千葉県 県土整備部 河川環境課	043-223-3132
千葉県 建設局 下水道建設部 都市河川課 (二級河川都川水系坂月川で、千葉市域に存する区間に限る)	043-245-5392

## 東京都

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

都内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

#### 利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 占用調整課	04-7125-7311
------------------------------	--------------

#### 荒川水系

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 占用調整課	049-246-6371
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 管理課	03-3902-2311

#### 多摩川、鶴見川水系

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整課	045-503-4000
-----------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

東京都 建設局 河川部 指導調整課	03-5320-5409
-------------------	--------------

## 神奈川県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

#### 多摩川水系、鶴見川水系

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整課	045-503-4000
-----------------------------	--------------

#### 相模川水系

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整課	045-503-4000
国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所 施設管理課	046-281-6911

### 一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 流域海岸企画課	045-210-6475
横浜市 道路局 河川部 河川管理課 (一級河川鶴見川水系梅田川・砂田川・鳥山川の指定区間で、横浜市域に存する区間に限る)	045-671-2855

### 二級水系のお問い合わせ先

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 流域海岸企画課	045-210-6475
横浜市 道路局 河川部 河川管理課 (二級河川境川水系平戸永谷川・宇田川で、横浜市域に存する区間に限る)	045-671-2855

## 山梨県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

#### 多摩川水系、相模川水系

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整課	045-503-4000
-----------------------------	--------------

#### 富士川水系

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 河川管理課	055-252-5491
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

山梨県 県土整備部 治水課 管理担当	055-223-1700
山梨県 県土整備部 中北建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	055-224-1664
山梨県 県土整備部 中北建設事務所 峡北支所 河川砂防管理課 管理担当	0551-23-3062
山梨県 県土整備部 峡東建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	0553-20-2712
山梨県 県土整備部 峡南建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	055-240-4122
山梨県 県土整備部 峡南建設事務所 身延河川砂防管理課 管理担当	0556-62-9062
山梨県 県土整備部 富士・東部建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	0554-22-7819
山梨県 県土整備部 富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課 管理担当	0555-24-9045

## 新潟県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

#### 荒川水系

国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課	0254-62-3211
-------------------------------	--------------

#### 阿賀野川水系

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀野河川事務所 占用調整課	0250-22-2211
------------------------------	--------------

#### 信濃川(下流域)水系

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所 占用調整課	025-266-7131
--------------------------------	--------------

#### 信濃川(中流域)水系

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 占用調整課	0258-32-3020
国土交通省 北陸地方整備局 三国川ダム管理所	025-774-3015

#### 関川水系、姫川水系

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所 河川管理課	025-523-3136
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

新潟県 土木部 河川管理課 水政係	025-280-5413
-------------------	--------------

## 富山県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

#### 黒部川水系

国土交通省 北陸地方整備局 黒部河川事務所 河川管理課	0765-52-1122
-----------------------------	--------------

#### 常願寺川水系、神通川水系、庄川水系、小矢部川水系

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 占用調整課	076-443-4701
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

富山県 土木部 河川課 計画係	076-444-3325
-----------------	--------------

## 石川県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

#### 手取川水系、梯川水系

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 河川管理課	076-264-8800
-------------------------------	--------------

#### 小矢部川水系

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 占用調整課	076-443-4701
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

石川県 土木部 河川課 水政グループ	076-225-1736
--------------------	--------------

## 三重県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(淀川水系、新宮川水系に限る)

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

#### 淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課	0595-63-1611
------------------------------	--------------

#### 新宮川水系

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 調査第一課	0739-22-4564
-------------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について  
(木曾川水系、鈴鹿川水系、雲出川水系、榑田川水系、宮川水系に限る)

国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
-----------------------	--------------

#### 木曾川水系

国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 占用調整課	0594-24-5718
--------------------------------	--------------

#### 鈴鹿川水系、雲出川水系、宮川水系

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 河川占用調整課	059-229-2218
---------------------------------	--------------

#### 榑田川水系

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 河川占用調整課	059-229-2218
国土交通省 中部地方整備局 蓮ダム管理所	0598-45-0371

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

三重県 県土整備部 流域管理課 流域管理班	059-224-2686
-----------------------	--------------

長野県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について (信濃川(上流域)水系、関川水系、姫川水系に限る)	
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
信濃川(上流域)水系	
国土交通省 北陸地方整備局 千曲川河川事務所 占用調整課	026-227-7611
国土交通省 北陸地方整備局 大町ダム管理所	0261-22-4511
関川水系、姫川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所 河川管理課	025-523-3136
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(天竜川水系、矢作川水系、木曾川水系に限る)	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
天竜川水系	
国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所 管理課	0265-81-6414
国土交通省 中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所 管理課	0265-88-3743
矢作川水系	
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 占用調整課	0532-48-8112
木曾川水系	
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(富士川水系に限る)	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
富士川水系	
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 河川管理課	055-252-5491
一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先	
長野県 建設部 河川課	026-235-7308

岐阜県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(神通川水系、庄川水系に限る)	
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
神通川水系、庄川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 占用調整課	076-443-4701
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について (矢作川水系、庄内川水系、木曾川水系に限る)	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
矢作川水系	
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 占用調整課	0532-48-8112
国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所	0565-68-2321
庄内川水系	
国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 占用調整課	052-914-6935
木曾川水系	
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326
国土交通省 中部地方整備局 丸山ダム管理所	0574-43-1108
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(九頭竜川水系に限る)	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
九頭竜川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 河川占用調整課	0776-35-2661
国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 工務課	0776-27-0642
国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 管理課	0779-66-5300
一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先	
岐阜県 県土整備部 河川課	058-272-1111

静岡県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(富士川水系に限る)	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
富士川水系	
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 河川管理課	055-252-5491
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について (狩野川水系、安倍川水系、大井川水系、菊川水系、天竜川水系に限る)	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
狩野川水系	
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 河川管理課	055-934-2011
安倍川水系	
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所 占用調整課	054-273-9106
大井川水系	
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所 占用調整課	054-273-9106
国土交通省 中部地方整備局 長島ダム管理所	0547-59-1021
菊川水系、天竜川水系	
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 河川管理課	053-466-0118
一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先	
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川砂防管理課(水利権)	054-221-3195
静岡県 建設局 土木部 土木管理課	
(一級河川安倍川水系大門川・小豆川・秋山川の指定区間で、静岡市域に存する区間に限る)	054-221-1127
二級水系のお問い合わせ先	
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川砂防管理課(水利権)	054-221-3195
静岡県 建設局 土木部 土木管理課	
(二級河川浜川水系浜川、巴川水系大正寺沢川で、静岡市域に存する区間に限る)	054-221-1127
浜松市 土木部 東・浜北土木整備事務所 東土木管理G	
(二級河川馬込川水系北農川で、浜松市域に存する区間に限る)	053-424-0165
浜松市 土木部 東・浜北土木整備事務所 浜松土木管理G	
(二級河川馬込川水系御陣屋川で、浜松市域に存する区間に限る)	053-585-1152
浜松市 土木部 南土木整備事務所 中土木管理G	
(二級河川都田川水系権現谷川・段子川で、浜松市域に存する区間に限る)	053-457-2780
浜松市 土木部 南土木整備事務所 西土木管理G	
(二級河川都田川水系九領川で、浜松市域に存する区間に限る)	053-597-1129

愛知県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
天竜川水系	
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 河川管理課	053-466-0118
豊川水系	
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 占用調整課	0532-48-8112
矢作川水系	
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 占用調整課	0532-48-8112
国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所	0565-68-2321
庄内川水系	
国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 占用調整課	052-914-6935
木曾川水系	
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326
国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 占用調整課	0594-24-5718
一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先	
愛知県 建設部 河川課 管理グループ	052-954-6552
名古屋市長 緑政土木局 河川部 河川管理課	
(一級河川庄内川水系堀川、新堀川、守山川、隈除川、長戸川、野添川の指定区間で、名古屋市域に存する区間に限る)	052-972-2882
二級水系のお問い合わせ先	
愛知県 建設部 河川課 管理グループ	052-954-6552
名古屋市長 緑政土木局 河川部 河川管理課	
(二級河川山崎川水系山崎川、日光川水系戸田川、天白川水系大高川・瀬木川・藤川・扇川・手越川・植田川で、名古屋市域に存する区間に限る)	052-972-2882

## 福井県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

### 九頭竜川水系

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 河川占用調整課	0776-35-2661
国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 工務課	0776-27-0642
国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 管理課	0779-66-5300

### 北川水系

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 河川占用調整課	0776-35-2661
---------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

福井県 土木部 河川課 河川管理グループ	0776-20-0480
----------------------	--------------

## 滋賀県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(淀川水系、北川水系に限る)

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

### 淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課	077-546-0844
国土交通省 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 総務課	077-545-5675
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 管理課	072-856-3131

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(木曾川水系に限る)

国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
-----------------------	--------------

### 木曾川水系

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326
--------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先

滋賀県 土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 河川行政チーム	077-528-4156
--------------------------------	--------------

## 京都府

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

府内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

### 淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課	072-843-2861
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 管理課	072-856-3131
国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課	0595-63-1611

### 由良川水系

国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 河川管理課	0773-22-5104
--------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

京都府 建設交通部 河川課 管理担当	075-414-5290
--------------------	--------------

## 大阪府

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

府内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

### 淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課	072-843-2861
国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課	072-751-1111

### 大和川水系

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課	072-971-1381
------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先

大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課	06-6944-9304
大阪府 建設局 下水道河川部 河川課 (一級河川淀川水系住吉川・道頓堀川・東横堀川・今川・駒川・鳴戸川の指定区間で、大阪府域に存する区間に限る)	06-6615-6833
堺市 建設局 土木部 河川水路課 (一級河川大和川水系狭間川の指定区間で、堺市域に存する区間に限る)	072-228-7418

### 二級水系のお問い合わせ先

大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課	06-6944-9304
堺市 建設局 土木部 河川水路課 (二級河川内川水系内川・内川放水路・土居川で、堺市域に存する区間に限る)	072-228-7418

## 兵庫県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

### 淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課	072-751-1111
------------------------------	--------------

### 加古川水系、揖保川水系

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 河川管理第一課	079-282-8211
---------------------------------	--------------

### 丹山川水系

国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 河川管理課	0796-22-3126
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課 管理係	078-362-3528
-------------------------	--------------

## 奈良県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

### 淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課	0595-63-1611
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課	072-843-2861

### 大和川水系

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課	072-971-1381
------------------------------	--------------

### 紀の川水系

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-424-2471
国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所 管理課	0747-25-3013

### 一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先

奈良県 県土マネジメント部 河川課	0742-27-7503
-------------------	--------------

## 和歌山県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

### 紀の川水系

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-424-2471
----------------------------------	--------------

### 新宮川水系

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 調査第一課	0739-22-4564
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課	073-441-3132
------------------------	--------------

## 鳥取県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
-----------------------	--------------

### 千代川水系

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 占用調整課	0857-22-8435
-------------------------------	--------------

### 天神川水系

国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 河川管理課	0858-26-6221
-------------------------------	--------------

### 日野川水系

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 調査設計課	0859-27-5484
------------------------------	--------------

### 斐伊川水系

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 占用調整課	0853-21-1850
-----------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

鳥取県 県土整備部 河川課 管理担当	0857-26-7377
--------------------	--------------

## 島根県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
斐伊川水系	
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 占用調整課	0853-21-1850
江の川水系、高津川水系	
国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 占用調整課	0855-22-2480
一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先	
島根県 土木部 河川課 管理グループ	0852-22-5499

## 岡山県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
吉井川水系、旭川水系、高梁川水系	
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 占用調整課	086-223-5101
芦田川水系	
国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所 占用調整課	084-923-2620
一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先	
岡山県 土木部 河川課 水政班	086-226-7478
岡山市東区役所 維持管理課 施設管理係 (一級河川吉井川水系永江川の指定区間で、岡山市域に存する区間に限る)	086-944-5048
岡山市中区役所 維持管理課 施設管理係 (一級河川旭川水系倉安川・大堀川の指定区間で、岡山市域に存する区間に限る)	086-901-1633
二級水系のお問い合わせ先	
岡山県 土木部 河川課 水政班	086-226-7478

## 広島県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
太田川水系、小瀬川水系	
国土交通省 中国地方整備局 太田河川川事務所 占用調整課	082-221-2436
江の川水系	
国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所 占用調整課	0824-63-4121
芦田川水系	
国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所 占用調整課	084-923-2620
高梁川水系	
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 占用調整課	086-223-5101
一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先	
広島県 土木局 道路河川管理課 河川砂防管理グループ	082-513-3923

## 山口県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
佐波川水系	
国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 河川管理課	0835-22-1785
小瀬川水系	
国土交通省 中国地方整備局 太田河川川事務所 占用調整課	082-221-2436
一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先	
山口県 土木建築部 河川課 水政班	083-933-3770

## 徳島県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
吉野川水系	
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課	088-654-2211
那賀川水系	
国土交通省 四国地方整備局 那賀河川事務所 管理課	0884-22-6461
一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先	
徳島県 県土整備部 砂防防災課	088-621-2626

## 香川県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
吉野川水系	
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課	088-654-2211
土器川水系	
国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所 工務第一課	087-821-1561
一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先	
香川県 土木部 河川砂防課	087-832-3539

## 愛媛県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
吉野川水系	
国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 管理課	0883-72-3000
重信川水系	
国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 河川管理課	089-972-0034
弘川水系	
国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 河川管理課	0893-24-5185
仁淀川水系	
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 河川管理課	088-833-0111
澁川水系	
国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 河川管理課	0880-34-7301
一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先	
愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課	089-912-2671

## 高知県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
吉野川水系	
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課	088-654-2211
国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 管理課	0883-72-3000
仁淀川水系、物部川水系	
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 河川管理課	088-833-0111
澁川水系	
国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 河川管理課	0880-34-7301
一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先	
高知県 土木部 河川課	088-823-9839



## 福岡県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

筑後川水系、矢部川水系

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
------------------------------	--------------

遠賀川水系

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課	0949-22-1830
------------------------------	--------------

山国川水系

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 管理課	0979-24-0571
----------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

福岡県 県土整備部 河川課	092-643-3667
---------------	--------------

## 佐賀県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

筑後川水系、嘉瀬川水系

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
------------------------------	--------------

松浦川水系、六角川水系

国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 管理課	0954-23-5151
---------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

佐賀県 県土づくり本部 河川砂防課	0952-25-7161
-------------------	--------------

## 長崎県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

本明川水系

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 河川管理課	095-839-9211
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

長崎県 土木部 河川課	095-822-0397
-------------	--------------

## 大分県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

筑後川水系

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
------------------------------	--------------

国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 管理課	0942-39-6651
--------------------------------	--------------

山国川水系

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 管理課	0979-24-0571
----------------------------	--------------

大分川水系

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 河川管理課	097-544-4167
-------------------------------	--------------

国土交通省 九州地方整備局 大分川ダム工事事務所 調査設計課	097-538-3391
--------------------------------	--------------

大野川水系

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 河川管理課	097-544-4167
-------------------------------	--------------

番匠川水系

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 河川管理課	0972-22-1880
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

大分県 土木建築部 河川課	097-506-4593
---------------	--------------

## 宮崎県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

五ヶ瀬川水系

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所 河川管理課	0982-31-1155
-------------------------------	--------------

川内川水系

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課	0996-22-3271
----------------------------	--------------

小丸川水系、大淀川水系

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 占用調整課	0985-24-8221
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

宮崎県 県土整備部 河川課	0985-26-7184
---------------	--------------

## 熊本県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

筑後川水系

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
------------------------------	--------------

国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 管理課	0942-39-6651
--------------------------------	--------------

菊池川水系

国土交通省 九州地方整備局 菊池川河川事務所 管理課	0968-44-2171
----------------------------	--------------

白川水系

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 河川管理課	096-382-1111
-------------------------------	--------------

国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所 調査設計課	096-385-0707
-------------------------------	--------------

緑川水系

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 河川管理課	096-382-1111
-------------------------------	--------------

国土交通省 九州地方整備局 緑川ダム管理所	0964-48-0216
-----------------------	--------------

球磨川水系

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川管理課	0965-32-4135
-------------------------------	--------------

国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 総務課	0966-23-3174
------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課	096-333-2508
-------------------	--------------

熊本市 都市建設局 河川公園課	
-----------------	--

(一級河川緑川水系加勢川・登川・健軍川・瀬器堀川・保田窪放水路の指定区間で、熊本市域に存する区間に限る)	096-328-2523
--	--------------

### 二級水系のお問い合わせ先

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課	096-333-2508
-------------------	--------------

熊本市 都市建設局 河川公園課	
-----------------	--

(二級河川坪井川水系万石川・宍谷川・麴川で、熊本市域に存する区間に限る)	096-328-2523
--------------------------------------	--------------

## 鹿児島県

### 一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

川内川水系

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課	0996-22-3271
----------------------------	--------------

肝属川水系

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 河川管理課	0994-65-2541
-------------------------------	--------------

### 一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

鹿児島県 土木部 河川課	099-286-3590
--------------	--------------

## 沖縄県

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課	098-866-1901
-------------------------	--------------

沖縄県 土木建築部 河川課	098-866-2404
---------------	--------------

### 【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局  
水政課 水利調整室  
河川環境課 流水管理室  
〒100-8918  
東京都千代田区霞が関2丁目1-3  
電話：03-5253-8111 (代表)

### ★発電水利に関するご相談はこちら

国土交通省 水管理・国土保全局  
発電水利相談窓口  
電話によるご相談  
03-5253-8441 (窓口直通)  
電子メールによるご相談  
syosuiryoku@mlit.go.jp  
発電水利相談窓口のご案内URL  
[http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/syosuiryoku\\_madoguchi.html](http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/syosuiryoku_madoguchi.html)